

国 際 情 勢
総 目 次

(資料紹介)	1
1987年11月の習近平・岡崎嘉平太の会談について	
「共通外交・安全保障政策」構想に対するサッチャー政権の反応、1990年	10
フランス問題をめぐるイギリス外交、1943～1944年	27
スターリン、毛沢東と東アジアにおける革命運動の「責任範囲」	35
エルサレムにおけるパレスチナ人家族の強制立ち退き問題と草の根抗議運動の交差 ...	47
南シナ海をめぐる新たな米比関係	56

(資料紹介)

1987年11月の習近平・岡崎嘉平太の会談について

1. 資料紹介の経緯と目的	2
2. 習近平と岡崎嘉平太の会談概要	2
附録. 『廈門日報』（1985年7月～1988年6月）に掲載された習近平の関連記事一覧	4

1. 資料紹介の経緯と目的

この短文では、筆者が過去数年来とりくんでいる習近平の個人研究において、史料調査の過程で発見した中国語の新聞記事を紹介する⁽¹⁾。それは、1987年11月14日に、現在の中国の国家主席である習近平（当時はアモイ市政府の副市長）が、アモイ経済特区を訪問した岡崎嘉平太（1897年～1989年、享年92歳）と面会していた事実を伝える内容である。なお、この会談を伝えた『廈門日報』紙の記事は、日本国内の図書館には所蔵されていない⁽²⁾。

周知のとおり、岡崎嘉平太は、1960年代のLT貿易や1972年の日中国交正常化の実現のために尽力した日本側立役者の1人であり、周恩来とも個人的に強い信頼関係を築いた人物として知られる。習近平が岡崎と面会していた事実を指摘した文章は、管見の限り、日本・中国ともにこれまでのところ見当たらない⁽³⁾。

また、2015年5月に北京市の人民大会堂で開かれた「日中友好交流大会」で、演説を行った習近平は、田中角栄や大平正芳とともに、「廖承志氏と高碕達之介氏、岡崎嘉平太氏ら有識者は積極的に奔走し、多くの活動をしました」と述べて、両国関係に対する岡崎の貢献を褒めたたえた⁽⁴⁾。ただし、このとき習は、自身がかつて岡崎と直接に言葉を交わしていたことには言及しなかった。四半世紀以上も前の出来事を、おそらくは習本人も忘れていた可能性が高い。

折しも今年（2022年）は、日中国交正常化の50周年に当たる。戦後日中関係と習近平の個人史の双方における、小さな、しかし、忘れがたいエピソードとして、習と岡崎の会談の経緯と中身を紹介したいと思う。

2. 習近平と岡崎嘉平太の会談概要

（1）日本側訪問団のアモイ市訪問の目的、日程、滞在時の主な活動

習近平と岡崎嘉平太の会談は、1987年11月14日の夜、中国・福建省のアモイ市内の五つ星の高級ホテル（廈門悦華酒店、1985年開業）で行われた⁽⁵⁾。

岡崎率いる日本側訪問団は、岡崎を含め計4人（他のメンバーの氏名などは不詳）からなり、福建省政府の招待により、アモイ市を「友好訪問」した。訪問団一行は、1987年11月14日午後、同じ福建省内の福州市からアモイに到着し、同月17日にはアモイを離れ、次の訪問先である香港に向かった。

アモイ滞在中には、以下の習近平と岡崎の会談や岡崎の講演会のほか、市内の企業・工

場・名所旧跡の視察などを実施した。特筆すべきは、11月16日午後に行われた岡崎の講演会である。アモイ市の経済・科学技術・文教分野の約200名の関係者を前に、「日中経済技術協力の見通し（中国語原文は、中日経済技術合作前景）」のテーマで講演を行い、聴衆の大きな好評を博したという。



『アモイ日報』（1987年11月17日付、第1面）
習近平と岡崎嘉平太の会談記事、見出しと本文の一部

（2）習近平と岡崎嘉平太の会談、発言要領

1987年11月17日付の『アモイ日報』の記事は、アモイ経済特区を訪問した岡崎嘉平太について、「岡崎先生は今年90歳のご長寿で、わが国人民の古い友人（中国語原文は老朋友）であり、故・周恩来総理との交誼は非常に深かった。現在は、日本日中経済協会常任顧問、全日本航空株式会社最高顧問の職に就いている」と紹介している。このような日中関係の大物と、当時まだ34歳で市政府の副市長という中堅幹部の立場にあった習近平との会談は、どのようなものであったのか。

残念ながら、上記記事は、両人の発言内容をごく短い形でしか伝えていない。それによれば、岡崎らがアモイに到着した11月14日のその日の夜、習近平は、日本側一行と面会した。アモイ市の対外友好協会会長、市政府副秘書長、その他関係部門の責任者も同席した。会見では、次のような言葉が交わされた。

習近平は次のように述べた。岡崎先生は多年にわたり中日友好事業に一貫して尽力し、中日友好に対して、たいへん大きな貢献を行った。われわれは、岡崎先生の来訪を非常に喜ばしく思っている。また、習副市長は、日本の友人らに対し、アモイ経済特区の発展状況を紹介した。岡崎先生は次のように述べた。日中両国は必ずや友好でなければならず、そうしてこそアジアに平和がもたらされる。両国人民が何世代にもわたって友好を続けていくように、われら双方がともに努力しなければならない。

別稿で詳しく論じるように、当時、習近平は、副市長として多くの外国要人と会見し、アモイ経済特区の経済開発の基本方針やその取り組みを説明する役目を負っていた⁽⁶⁾。引用文にみられるとおり、習近平は、岡崎との会談でも同様の説明を行った模様である。

また、日本と中国の双方が東アジアの平和にとって大きな責務を負っているとした岡崎の言葉は、日中両国の「老朋友」による古き良き「日中友好」の時代が過去のものとなっ

た今日でも、決して忘れてはならないであろう。むしろ、平和への信念と日中関係の安定に向けたいっそうの努力が、現在の日中の政治指導者と両国国民には求められている。

(2022年1月19日脱稿)

注

- (1) 既発表の関連業績として、例えば、鈴木隆「習近平とはどのようなリーダーか? : 地方指導者時代の著作にみる政治認識、リーダーシップ、指導者像」、川島真編『中国の政策動向とその持続可能性: 中国をめぐる3つの視点』21世紀政策研究所、2020年10月、127～155ページ (<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/201019.pdf>、2022年1月19日閲覧。本文以下の閲覧日、すべて同じ)。
- (2) 日本の国立情報学研究所(NII)の運営する「NII学術情報ナビゲータ(CiNii)」によれば、『廈門日報』紙は、日本国内では、筑波大学の中央図書館が1949～1952年分を所蔵している。これ以外に所蔵情報は記されていない。
- (3) 岡崎嘉平太の事績については、『岡崎嘉平太記念館』ウェブサイト (<https://www.okazaki-kaheita.jp/>) のほかに、以下のような網羅的な基本資料集がある。岡崎嘉平太伝刊行会編『岡崎嘉平太伝: 信はたて系愛はよこ系』ぎょうせい、1992年。『紀要第3号 岡崎嘉平太講演集3』岡崎嘉平太記念館、2006年3月。岡崎と習の会談やアモイでの岡崎の講演については、これらに所収された岡崎の年譜や講演・講話記録一覧にも記載がない。
- (4) 習近平「在中日友好交流大会上的讲话(2015年5月23日)」『新華網』2015年5月23日 (http://www.xinhuanet.com/politics/2015-05/23/c_1115384379.htm)。引用文は、下記のホームページに掲載された日本語の訳文を参照した。「習近平主席の中日友好大会での演説全文」『中華人民共和国駐日本国大使館』2015年5月25日 (http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zrdt_1/201505/t20150525_10433681.htm)。
- (5) 会談内容に関する以下の記述と引用はすべて、洪濤「岡崎嘉平太先生来我市訪問: 習近平副市長在悦華酒店會見日本友人」『廈門日報』1987年11月17日、に基づく。
- (6) アモイ時代の習近平については、「体制改革派・習近平の横顔: アモイ時代(1985～1988年)の反腐敗、経済開放、体制改革(仮)」と題する論文を近日中に発表予定。

【附録】

『廈門日報』(1985年7月～1988年6月)に掲載された習近平の関連記事一覧

【1985年】(日付と記事タイトル、執筆者名は省略)

- ・ 7月2日 「市人大常委会举行第十四次会议」
- ・ 7月28日 「市党政領導看望部隊傷病員療養員和離休幹部」
- ・ 8月1日 「市党政領導和各界代表一千多人集会慶祝“八一”建軍節 軍民攜手推動廈門建設走在全省最前頭」
- ・ 8月30日 「市八屆人大常委会举行第十五次会议」

- 9月19日 「省市政府歡宴羅林斯主席」
- 9月26日 「狠利偷稅漏稅歪風 堅決維護財經紀律 本市開展稅收財務大檢查」
- 9月28日 「本市冬季征兵工作十月一日開始」
- 9月30日 「市政協舉升各界人士聯歡晚會」
- 10月17日 「市政府發出通知 開展稅收財務大檢查」
- 11月11日 「我市征青年分赴各部隊」
- 11月12日 「美國國際人民交流協會証券法和公司法律師代表團 抵廈參觀訪問和進行學術交流」
- 11月13日 「駐軍黨委召開部隊四級軍政主官研究會提出 解決三個“正確看待” 加強部隊思想政治工作」
- 11月23日 「市委市府部分領導同志深入基層宣講黨代會精神 領導和群眾談心 黨和人民貼心」
- 12月7日 「世界銀行國際金融公官員比勒先生一行抵廈」
- 12月12日 「市政府辦公會議強調指出 要把握清理整頓公司財經紀律檢查作為一項中心工作來抓」
- 12月14日 「在我市召開的社會主義經濟理論討論會提出 要充分發揮競爭和市場機制的作用」
- 12月14日 「英模匯報團在昨離廈抵榕」
- 12月18日 「我市稅收財務題檢查取得大進展」
- 12月22日 「黨和政府關懷居委會工作」
- 12月25日 「我省能源建設重點項目 本市七萬五千千瓦燃機電站并網成功」
- 12月25日 「南斯拉夫農委主席助理蘆卡·拉多依契奇訪廈」
- 12月27日 「市八屆人大常委會第十七次會議強調 牢固樹立兩個文明一起抓思想 高度重視文化和廣播電視工作」
- 12月31日 「市委召開“五老”發証座談會 向十九位有功老同志頒發光榮証」

【1986年】

- 1月8日 「市八屆人大常委會舉行第十八次會議 審議關於保護風景名勝岩石海灘資源問題」
- 1月10日 「市政府領導到三島現場辦公」
- 1月12日 「市八屆人大常委會第十八次會議結束 會議一致通過《關於保護風景名勝和海灘、岩石資源的決議》」
- 2月26日 「國防部長張愛萍為“海上猛虎艇”題詞 “海上猛虎 保衛國疆”」

- 3月1日 「市人大常委会召開第十九次會議」
- 3月2日 「副市長習近平昨晚發表電視講話 要求全市人民做頒發居民身份証工作」
- 3月3日 「省、市領導昨日舉行茶會 歡迎前來參加廈門國際銀行開幕典禮的海內外來賓」
- 3月4日 「廈門國際銀行昨日舉行開幕典禮 海內外來賓等近六百人參加，胡平、車培欽、鄒爾均為該行開幕剪彩」
- 3月23日 「政協市六屆四次會議隆重開幕」
- 3月27日 「政協市六屆四次會議昨閉幕」
- 3月29日 「同心同德干四化 加快特區建設步伐 市八屆人大四次會議昨日閉幕」
- 4月4日 「全市稅收財務大檢查取得顯著成績」
- 4月4日 「市府召開稅收財務大檢查總結表彰大會」
- 4月14日 「市府召開全市計劃、經濟工作會議部署今年經濟建設工作 深入改革搞好開放 加速特區經濟發展」
- 4月24日 「市府舉行經濟技術協作工作會議提出內聯工作意見 揚長避短 形式多樣互惠互利共同發展」
- 5月7日 「橫向經濟技術聯合的新突破」
- 6月9日 「我省代表團赴皖回訪」
- 8月1日 「中共廈門市委、市人民政府決定組織力量 研究社會經濟發展戰略 經濟體制改革總體方案探索行政體制改革方向」
- 8月3日 「日本安田信託銀行集團訪華團來廈訪問」
- 8月5日 「我市與寧德地區簽訂聯合意向書」
- 8月7日 「市有關領導召開專門會議 討論修改“三課題”研究提綱」
- 8月14日 「市委市府召開領導幹部會議部署制定三個方案 探索發展特區建設推進改革有效途徑」
- 8月27日 「橫向經濟聯合黑龍江省邀請會開幕」
- 9月12日 「架起橫向經濟聯合萬里長橋」
- 9月27日 「市府與江西吉安行署簽訂經濟技術友好合作協議書」
- 9月30日 「市人民政府與巢湖地區行政公署簽署訂長期有效經濟技術友好合作協議書」
- 9月30日 「市外事弁舉行國慶招待會」
- 10月2日 「探索閩南“金三角”經濟發展導向 閩南區域經濟發展綱要研討會在廈舉行」
- 10月4日 「退伍戰士奔赴四化建設新崗位」
- 10月7日 「發展橫向聯系 振興廈宜經濟 廈門宜賓決定在八個方面加強合作」
- 10月12日 「市委市府邀請有關專家學者和民主黨派、群眾團體代表座談 共商廈門經

濟特區建設大計」

- ・ 10月20日 「澳中理事会領導人代表團訪廈」
- ・ 10月20日 「東南与西北搭起鵲橋 甘肅与我市達成經濟聯合協議」
- ・ 10月28日 「法国尼斯工商代表團抵廈參觀訪問」
- ・ 11月12日 「維護国家和消費者利益 保証改革順利 市府決定開展稅收財務物價大檢查」
- ・ 12月16日 「我市召開對外接待宣傳先進單位表彰會」
- ・ 12月18日 「推進幹部制度改革 促進幹部管理民主化科學化制度化 我市開始民主評議市黨政領導幹部」
- ・ 12月20日 「我市內聯工作進展快」

【1987年】

- ・ 1月16日 「搞活外匯資金 活躍特區經濟 廈門市外匯調劑中心正式成立」
- ・ 2月17日 「八國駐滬領事官員訪廈」
- ・ 2月21日 「日本長崎縣中日親善團來廈參觀訪問」
- ・ 2月26日 「深入進行農村改革 促進商品經濟發展 市農村工作會議確定今年工作任務」
- ・ 4月19日 「新同菲王閔商業考察團訪問我市」
- ・ 5月3日 「把鼓浪嶼這顆“海上明珠”擦得更亮」
- ・ 5月7日 「市府府召開橫向經濟聯合工作座談會提出 搞好內聯要樹立三個觀點」
- ・ 5月8日 「同安縣扶貧工作經驗交流會強調 特區扶貧工作要向更高層次發展」
- ・ 5月9日 「市領導在第二次內聯工作會議上提出 今年內聯工作要在四個方面有突破性進展」
- ・ 6月6日 「市委市府与駐廈門集團軍召開第十四次聯席會議 商討建軍六十周年紀念活動內容」
- ・ 6月10日 「強化以法治稅的重要措施 市人民檢察院派駐稅務局檢察室昨成立」
- ・ 6月19日 「生產資料由分配管理型向商品經營型轉化 廈門市鋼材市場昨舉行開業典禮」
- ・ 7月1日 「圓滿結束對新西蘭的友好訪問 廈門市政府代表團昨返廈」
- ・ 7月2日 「在改革開放條件下加強黨的建設 市委昨召開黨員幹部會議，宣布我市整黨工作基本結束」
- ・ 7月5日 「提高認識 積極扶持 開創我市鄉鎮企業新局面」
- ・ 7月17日 「『出口加工區和自由港』廈門國際研討會閉幕」

- 7月22日 「衷心的感謝 崇高的敬意」
- 7月24日 「經濟特區更要做好“三胞工作”」
- 8月1日 「軍民團結奮戰 共建廈門特區」
- 8月7日 「深化金融體制改革 繁榮和發展特區經濟」
- 8月9日 「市府召開深化企業改革、推動雙增雙節工作會議 推行承包經營責任制 力爭實現“兩個突破”」
- 8月13日 「投身改革 艱苦奮鬥 為特區建設貢獻青春 共青團廈門市第十二次代表大會勝利閉幕」
- 8月29日 「市社會福利有獎募捐委員會成立 首期社會福利有獎募捐券昨日在我市正式發行」
- 9月7日 「市府全面部署今年稅收大檢查工作」
- 9月9日 「用改革弁法解決“利改稅”存在問題」
- 9月20日 「廈門安陽結為友好城市」
- 9月21日 「市體制改革委員會召開擴大會議提出 增強改革意識 加快改革步伐 推進特區建設」
- 10月10日 「維護國家和消費者利益 創造良好改革開放環境 我市部署今年財務物價大檢查工作」
- 10月10日 「南斯拉夫聯邦議會外交委員會代表團來廈進行友好訪問」
- 10月30日 「于若木、杜子端來我市考察」
- 10月31日 「發揮婦女優勢 振興農村經濟」
- 11月6日 「以十三大精神為指導加快特區建設步伐」
- 11月6日 「市農村工作會議提出 以十三大為動力深化農村改革 各方配合抓好『五冬』促明年工作」
- 11月17日 「岡崎嘉平太先生來我市訪問」
- 11月19日 「美國建東銀行廈門分行昨開業」
- 11月19日 「塞拉利昂政府文化代表團訪廈」
- 11月23日 「認真學習十三大文件 加快廈門特區改革步伐」
- 11月26日 「廈門瀋陽達成十一個合作協議」
- 12月11日 「外派遇難海員對特區建設有貢獻 善後處理工作要切切實實地做好」
- 12月11日 「全國少數民族經濟工作考察團來我市參觀考察」
- 12月12日 「市領導探望慰問遇難海員家屬」
- 12月12日 「進一步開展外引內聯和出口創匯工作」
- 12月22日 「完善社會主義民主政治 發展愛國主義統一戰線 政協市七屆一次會議隆重閉幕」

重開幕」

- ・ 12月25日 「部分人大代表与市府領導座談」
- ・ 12月31日 「以改革統攬全局 把厦門經濟特區弄得更快更好 市九屆人大一次會議勝利閉幕」

【1988年】

- ・ 1月2日 「新一屆市府領導昨日分赴基層 看望堅持節日工作的同志們」
- ・ 1月5日 「厦門地區第十五次軍政聯席會議提出 軍民共建要拓寬新領域 向更高層次發展」
- ・ 1月15日 「以“三來一補”為突破口走國際大循環道路」
- ・ 1月15日 「市領導同志走訪慰問貧困戶五保戶」
- ・ 1月26日 「習近平副市長就『雙登』工作答記者問」
- ・ 3月9日 「用特區開拓精神搞好住房制度改革」
- ・ 3月10日 「鐵嶺厦門兩市昨簽署經濟技術協作意向書」
- ・ 3月11日 「法國墨西哥駐華大使訪厦」
- ・ 3月13日 「本市近50名企業家文芸家昨日聚會 籌備成立厦門特區企業家文芸家聯誼會」
- ・ 3月13日 「以實際行動迎來我國第十個植樹節 我市千余黨政軍民上山下島挖穴種樹」
- ・ 3月14日 「努力開拓有中國特色的殘疾人事業」
- ・ 3月23日 「法國企業家代表團訪問我市」
- ・ 3月27日 「新西蘭駐華大使訪厦」
- ・ 3月27日 「市委市府召開市經濟社會發展戰略論證會」
- ・ 3月30日 「我市與漢中地區達成經濟技術協作協議」
- ・ 4月23日 「厦門特區企業家文芸家聯誼會昨成立」
- ・ 4月24日 「擴大勞動就業 促進人員流動 增強企業活力 我市舉行勞務市場首屆綜合交流大會」
- ・ 5月4日 「新西蘭政府代表團訪厦」
- ・ 5月21日 「幹部人事制度改革的有益探索 勞動局實行局長負責制和幹部聘任制」
- ・ 5月26日 「鄒爾均市長在企業家協會會議上要求企業家 用新思維新方法來建立新的經濟秩序」
- ・ 6月3日 「市計劃單列基數劃轉協調會結束」

「共通外交・安全保障政策」構想に対する サッチャー政権の反応、1990年

1	はじめに	11
2	独仏の論理——冷戦終結と「政治同盟」	12
3	イギリスの論理——欧州の内と外	14
4	イギリスの反応	18
5	おわりに	22

1 はじめに

1992年2月に調印されたマーストリヒト条約は、各EC⁽¹⁾加盟国での批准を経た後、1993年11月に発効し、これによって欧州連合（European Union: EU）が創設された。これに伴って、1970年に創設されて以来、EC加盟国間の外交政策協力の枠組みであり続けてきた欧州政治協力（European Political Cooperation）は、EUの共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy: CFSP）に転換することとなった。この転換の契機は、1990年4月19日に、フランスのミッテラン（François Mitterrand）大統領と西ドイツのコール（Helmut Kohl）首相が共同で、「政治同盟」に関する政府間会議（Intergovernmental Conference: IGC）の開催を求めたことにある。独仏の「政治同盟」構想の内容は多岐にわたっていたが、「共通外交・安全保障政策」はその中核の一つとして位置づけられていた⁽²⁾。

本稿は、独仏の「共通外交・安全保障政策」構想に、イギリスのサッチャー（Margaret Thatcher）政権がいかに対処しようとしたのかを分析する。サッチャー政権は「共通外交・安全保障政策」構想に対して消極的な反応を示したとされる。では、統合の「進歩」に抗った同政権の姿勢を分析することに、いかなる意義があるのだろうか。ここで考える必要があるのは、1990年4月の段階で、サッチャー政権は後にEC加盟国が直面することになる問題に気付いていたことである。

独仏両国が「共通外交・安全保障政策」を提起してから1年8ヶ月後、マーストリヒト条約調印を目前にした1991年12月23日に、国内にクロアチア人コミュニティを抱えるドイツは、ユーゴスラビアからのクロアチアの独立を承認した。だがこれは、12月15日のEC加盟国外相による合意に背く行動であった。マーストリヒト条約調印を目前にした時期に、「共通外交・安全保障政策」の最も強力な主唱者だったドイツが単独主義的な行動をとったことは、他の加盟国に大きな衝撃を与えた⁽³⁾。

本論中で示すように、サッチャー首相のみでなく、一般的に「親欧州派」と見なされるハード（Douglas Hurd）外相や、欧州政治協力を携わっていた外交官も、文字通りの「共通外交政策」は実現不可能だという認識を共有していた。さらに彼らは、文字通りの「共通外交政策」が含意する事態は、独仏両国にとっても受け入れられないだろうと気付いていた。では、こうした認識は、いかなる背景から形成されたのだろうか。

「共通外交・安全保障政策」に対するサッチャー政権の姿勢は、多くの研究において、サッチャー首相個人の「欧州懐疑主義的」な「信念」によって説明されてきた⁽⁴⁾。こうした説明は確かに事実の一面を捉えている。だが、こうした説明からは首相以外の政府内のアクターの動向が抜け落ちている⁽⁵⁾。また、個人の「信念」に注目するあまり、当時の欧

州政治協力が実際にどのように活用されており、それに対してイギリスがどのような意義と限界を見出していたのが等閑視されている。

本稿は、サッチャー政権がなぜ「共通外交・安全保障政策」構想に消極的だったのかを説明した上で、同政権が「共通外交・安全保障政策」構想にいかに対処したのかを示す。その際、サッチャー首相のみならず、ハード外相や欧州政治協力に携わっていた外交官の考えにも注目する。また、欧州内外の国際環境の中で、イギリスがEC加盟国による外交政策協力にいかなる意義と限界を見ていたのかにも注意を払う。

本稿は、イギリスが「共通外交・安全保障政策」に消極的だった理由の一つとして、同国が欧州域外世界における欧州政治協力の実態を強く意識していたことを指摘する。欧州における冷戦終結に直面した独仏が「政治同盟」を目指した一方で、イギリスの視線は欧州域外の世界、とりわけ帝国としての歴史的経験を有する地域の問題にも向いていた。そこでの加盟国の立場の不一致から、ハード外相や欧州政治協力に携わっていた外交官も、加盟国の外交政策の自立性を制約する取り決めは実現不可能だと見ていたのである。

イギリスは「共通外交・安全保障政策」構想に対処する上で、二つの方策をとった。第一に、独仏の言行不一致を指摘することによって、加盟国の外交政策の自立性が維持されることを確認しようとした。第二に、外務省を中心に、加盟国の外交政策の自立性を維持しながら、欧州政治協力を強化する提案が作成された。しかし、サッチャーが辞任する1990年11月まで、イギリスと他の加盟国の立場の相違は残り続けることになるのである。

2 独仏の論理——冷戦終結と「政治同盟」

欧州統合の歴史の中で、外交政策協力の緊密化を含んだ連邦主義的な統合構想は、繰り返し提起されてきた。一つの連邦国家を統合の目標とするならば、それに対応する一つの外交政策が必要となる。外交政策の自立性は主権の中核に関わるため、統合の最終的形態を構想する際には、外交政策協力をいかに組織するかが必然的に焦点となった。1980年代においては、連邦主義的統合を目標とする西ドイツのコール首相が、「政治同盟」の実現を呼びかけ、それとの関連で「共通外交・安全保障政策」の実現を望んできた⁽⁶⁾。

しかし、単一欧州議定書の締結後、とりわけ1988年以降、欧州統合の中心的課題は通貨統合に移っていた。1989年6月のマドリード欧州理事会では、経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union: EMU) を実現するために、IGCの準備を進めることが合意されていた。にもかかわらず、1990年の春に「政治同盟」および「共通外交・安全保障政策」が欧州統合のアジェンダとして復活した背景には、いかなる力学が働いていたのだろうか。

時計の針を半年ほど巻き戻そう。1989年の夏以降、欧州の国際政治は大きく変動していた。東欧諸国に対するソ連の影響力が失われた結果、ポーランドやハンガリーでは民主化が進行していた。また、政府が民主化に抗った東ドイツでは、多くの国民が西側に脱出しようとし、11月9日にはベルリンの壁が崩壊した。これによって、東西ドイツの統一が欧州国際政治の最重要アジェンダとして浮上した。

「政治同盟」および「共通外交・安全保障政策」への機運を高めたのは、こうした欧州における変化だった。第一に、東西ドイツの統一が視野に入ったことが、欧州統合を深化させる機運を高めた。西ドイツは欧州における最大の経済大国であり、統一によってその政治的・経済的影響力は更に強まると見られていた。また、強大化したドイツにおいてナショナリズムが高まることも懸念されていた。こうした中で、欧州の枠組みを強化し、そこに統一ドイツを包摂することが必要視されたのである⁽⁷⁾。コール自身も、ドイツ統一に対する警戒を解くためには、統合欧州にドイツを埋め込むことが必要だと認識しており⁽⁸⁾、「政治同盟」を再び欧州統合のアジェンダとすべく働きかけた⁽⁹⁾。

第二に、東欧諸国で共産主義政権が崩壊する中で、欧州共同体の対外政策を強化する必要性が改めて意識されるようになった。具体的には、東欧諸国が将来的にECに加盟する可能性が高まる中で、欧州政治協力とECの活動を整合させる必要性が認識された。例えば、独仏に先立って1990年3月21日に出されていたベルギーの「政治同盟」に関するメモランダムでは、東欧諸国への対応を念頭に置いて、欧州政治協力とECの連携の強化が唱えられている⁽¹⁰⁾。独仏両国による「政治同盟」構想は、ベルギーのメモランダムも参考にしながら作成されたと考えられる。

独仏の「政治同盟」構想の背後に以上のような力学があったことは間違いない。ミッテランとコールの共同書簡の中でも、「欧州の政治的建設」を加速させるべき理由として、「欧州における重大な変化」が挙げられている⁽¹¹⁾。しかし、独仏両国の「政治同盟」実現に向けての熱意には温度差があったことも見逃してはならない。フランスの外交史家ボゾ(Frédéric Bozo)は、当時、主として通貨統合に関心を持つフランスと、「政治同盟」の実現を望む西ドイツの間に、駆け引きが存在したことを明らかにしている⁽¹²⁾。

フランスは、ベルリンの壁崩壊以前から、EMUの実現を望んでいた。1979年に成立した欧州通貨制度の下で、EC加盟国間での為替相場の安定は実現されつつあった。だが、欧州におけるドイツマルクの支配的地位ゆえに、他の加盟国はドイツ連邦銀行の定める金融政策に合わせる形で金融政策を策定せざるを得なかった。こうした中で、EMUが実現し、欧州中央銀行が金融政策を策定することになれば、他の加盟国にとって、金融政策の策定に平等に関与できるという利点があった。また、1980年代中盤以降、EC域内での資本移動が自由化される中で、為替相場の安定を継続するためにも、単一通貨の創設が必要視さ

れた。

ミッテランはベルリンの壁崩壊を機に、コールに対してEMUに関するIGC開催に向けて、準備を加速するように迫った。コールはこうしたフランスの要求を受け入れる一方で、ドイツ人にEMUを受け入れやすくするためには「政治同盟」が必要だと主張した⁽¹³⁾。「政治同盟」の内実をめぐっても独仏両国の間には立場の相違があったが、最終的には1990年4月11日に独仏両国が共同でイニシアティブをとることが合意された。ミッテランとコールの共同書簡では、「政治同盟」に関するIGCを準備することと並んで、EMUに関するIGCに向けての準備を加速し、EMUと「政治同盟」の双方を1993年1月1日までに実現することが呼びかけられている⁽¹⁴⁾。コールはドイツ統一を実現するためにEMUに関してフランスに譲歩したが、ミッテランはEMUを実現するために「政治同盟」に関して西ドイツに譲歩したのである。

こうした事情ゆえに、独仏の唱える「政治同盟」の具体的な意味は明確ではなかった。とりわけ「共通外交・安全保障政策」が、実際のところ何を意味するのかは曖昧だった⁽¹⁵⁾。ベルギーの提案に、東欧諸国への対応を念頭において、欧州政治協力の具体的な改善案が含まれていたこととは対照的である。また、「政治同盟」構想はドイツ首相府とフランス大統領府が直接交渉して短期間で合意されたため、日常的に欧州政治協力での実務に携わっている外務省とは十分な意見調整がなされなかったのだと推測できる⁽¹⁶⁾。そのため、独仏両国が実際に起こりうる様々なケースを想定して、望ましい外交政策協力のあり方を検討したとは考え難い。実際、後に「共通外交・安全保障政策」についての議論が始まると、独仏両国の間で立場の相違が目立つことになる。

3 イギリスの論理——欧州の内と外

(1) サッチャーとハードの欧州統合観

独仏両国が「政治同盟」構想を提起した1990年4月に、イギリスではサッチャー政権が発足から11年を迎えようとしていた。サッチャーは保守党党首として三度の総選挙に勝利し、既に戦後イギリスで最も長きにわたって首相を務めていた。他方で、彼女の下で外相を務めていたハードは、前年秋にメージャー (John Major) に代わって就任したばかりだった。「政治同盟」構想に対処することになる両者は、いかなる欧州統合観を有していたのだろうか。

サッチャーは首相在任中、一貫してイギリスのEC加盟継続を主張してきた。彼女は、単一市場から将来的に得られるであろう経済的恩恵とともに、「反共ブロック」としての

共同体の政治的意義を重視していたのである⁽¹⁷⁾。他方で、彼女は野党党首時代から一貫して連邦主義的統合には反対しており、各加盟国がナショナル・アイデンティティを維持することを望んでいた⁽¹⁸⁾。彼女のこうした姿勢は、1988年9月のブルージュ演説によって、イギリス内外で広く認知されていた⁽¹⁹⁾。

EC加盟国の外交政策協力に関しては、サッチャーはその意義を認め続けてきた。例えば、1985年6月のミラノ欧州理事会で、彼女は欧州統合を深化させる方法として、単一市場の創設とともに、欧州政治協力の強化を提示していた⁽²⁰⁾。他方で、彼女は欧州政治協力を加盟国の外交政策の自立性を損なう方向に発展させることには反対してきた⁽²¹⁾。

サッチャーは、「欧州懐疑主義」的傾向を強めたとされる政権末期においても、欧州政治協力の意義を認め続けていた。それは、以下の事例からも明らかである。1989年2月14日に、イランの最高指導者ホメイニー（Ayatollah Khomeini）は、小説『悪魔の詩』を著したイギリス人作家ラシュディ（Salman Rushdie）を「死刑」とするファトワーを出した。これを受けて、2月20日にEC加盟国は、イランから外交官を引き上げることに合意した⁽²²⁾。その翌日にサッチャーは、EC加盟国の外相たちがイランに対して断固たる姿勢を示したことに感謝の意を示した上で、「それ〔制裁への合意：引用者注〕は欧州共同体に所属することの価値を示している」と発言している⁽²³⁾。

1989年10月26日に、外相に就任したハードは、ヒース（Edward Heath）元首相の秘書官を務めた経験もあり、保守党内における「親欧州派」に分類される。彼は、外務閣外相を務めた1979年から1983年にかけて、欧州政治協力とも深くかかわり、その意義を高く評価していた。ハードは、1981年に発表した論文の中で、「〔ハード自身が：引用者注〕1952年に外務省に入省して以来最大の外交手法の変化が、欧州政治協力によって生じている」と評している⁽²⁴⁾。当時、ハードは欧州政治協力の機能強化を必要視しており⁽²⁵⁾、彼の主張は1981年の「ロンドン報告」につながることになる。

他方で、ハードはサッチャーと同様に連邦主義的統合の可能性には懐疑的だった。彼は、ヒースの秘書官を務めていた1970年代半ばを振り返って、EC加盟国の「一層緊密化する連合」に向けての歩みは、やがて自然と停止すると思っていたと回顧している。各加盟国が独自のアイデンティティを保ちながら、協力のルールと習慣によって結び付けられ、「欧州合衆国」の存在抜きに欧州が事実上一体化する⁽²⁶⁾。ハードにとっての欧州統合はこうしたプロセスを意味していた。

（２）冷戦終結を受けて

冷戦終結期の欧州国際政治の変動が、「政治同盟」および「共通外交・安全保障政策」への機運を高めたことは上述の通りである。では、同様の変化は、サッチャーやハードの

考えにいかなる影響を与えたのだろうか。独仏両国による「政治同盟」構想の背後にあった論理は、どの程度イギリスに共有されていたのだろうか。

サッチャーは、欧州統合の深化は、「ドイツ問題」を解決する方策にはならないと見ていた。むしろ彼女は、強大化した統一ドイツが欧州共同体を経済的に支配することを恐れていた。彼女は、過小評価されたドイツマルクによって、西ドイツの貿易収支が他の全てのEC加盟国に対して黒字となっていることを問題視していた。さらに、当時提起されていた「社会憲章 (Social Charter)」に関しても、西ドイツによる他の加盟国の競争力を削ぐための方策だと見ていた⁽²⁷⁾。こうした見方の背後には、独仏を中心に欧州統合が形作られる様子を目の当たりにしてきたサッチャーの経験もあったのだと考えられる。

以上のようなサッチャーの考えとは対照的に、外務省内では統一ドイツを「欧州共同体」の枠組みに包摂することが必要視されていた⁽²⁸⁾。ただし、外務省内においても「ドイツ問題」の解決に、連邦主義的統合が必要だとは考えられていなかった。ハードがサッチャーに宛てた手紙には、ドイツ統一を理由に共同体の機構改革を求める議論は「誤っている」と記されている⁽²⁹⁾。この問題を詳細に検討した外務省政策企画スタッフの文書には、統一ドイツの経済的影響力の問題は現状の「共同体」によって解決可能であり、更なる統合の深化が効力を発揮するわけではないと結論づけられている⁽³⁰⁾。

このように、イギリスは「ドイツ問題」を解決するために「政治同盟」が必要だという論理を共有していなかった。その一方で、イギリスは、EC加盟国の東欧政策が重要だという点では、他の加盟国と一致していた。サッチャーは、東欧諸国に関する欧州政治協力の意義を高く評価していた⁽³¹⁾。1989年12月のストラスブール欧州理事会で、彼女は事前の反対を撤回し、欧州復興開発銀行の創設に同意していた。また、イギリスはベルギーと同様に、東欧諸国への対応を念頭に置きつつ、欧州政治協力とECの「一貫性」向上を望んでいた⁽³²⁾。

(3) 欧州域外への視線

イギリスは、欧州統合の最終的目標に照らして欧州政治協力のあり方を構想するのではなく、域外世界におけるEC加盟国の役割を漸進的に強化しようとしてきた。上述のように、東欧諸国への対応を念頭に置いて、欧州政治協力の実際的な強化に賛成したのも、その延長として理解できる。しかし、欧州政治協力において情報交換や共同行動の対象となってきた地域は、東欧だけではなかった。むしろ、1980年代の欧州政治協力の活動の重心は、第三世界にあった。とりわけイギリスは、アフガニスタン、パレスチナ、フォークランド諸島、南アフリカなど、帝国としての歴史的経験を有する地域で発生した問題に対処する上で、欧州政治協力を活用してきた⁽³³⁾。

イギリス外務省の公式史家であるサーモン（Patrick Salmon）が指摘するように、東欧革命やドイツ統一が注目を集めていた時期においても、イギリスは欧州域外で発生した諸問題に大きな関心を向けていた⁽³⁴⁾。1990年の春に、イギリスが特に大きな関心を向けていた地域は、中東（とりわけパレスチナ）、中国（とりわけ香港）、南アフリカである⁽³⁵⁾。そのため、「共通外交・安全保障政策」構想に対するイギリスの反応を理解するためには、東欧だけではなく、これらの地域に関する欧州政治協力の実態も検討する必要がある。

パレスチナ問題に関して、イギリスはEC加盟国の協調を有益だと評価していたが、完全に他の加盟国間と立場が一致していたわけではなかった。イギリスは1980年6月以降、EC加盟国による「ヴェネツィア宣言」の定める諸原則を支持し続けていた。また、国際和平会議の開催を求める点でも他の加盟国と立場が一致していた。ただし、イギリスはオランダと共に、他の加盟国と比べて、パレスチナ解放機構（Palestine Liberation Organization: PLO）からの要求に冷淡だったとされる⁽³⁶⁾。イギリスは、アメリカによる仲裁の試みに支障をきたすことへの懸念から、PLOに過剰な期待を持たせないよう注意を払っていたのである⁽³⁷⁾。

中国に関しても同様である。天安門事件後、EC加盟国は共同で中国に対して経済制裁を実施していた。イギリスにとって、他の加盟国と立場を合わせることは、世論からの批判を回避できるという利点があった。だが、1997年に迫った香港返還を意識せざるを得なかったイギリスは、1990年4月までには制裁解除を望むようになっていた。天安門事件によって高まった香港住民の不安を和らげるために、イギリスは国籍法（Nationality Bill）と人権法（Bill of Rights）を成立させようとしていた。だが、中国はこれらに否定的な見解を示しており、イギリスは中国と交渉する必要に迫られた。こうした中で、中国に対して制裁解除に前向きな姿勢を示すことは、交渉の雰囲気改善につながると考えられた。だが、中国における人権状況を問題視するフランス、オランダ、デンマークなどは、制裁解除に消極的だった⁽³⁸⁾。

以上二つの事例とは異なり、イギリスの孤立が明確だったのが、アパルトヘイトを実施していた南アフリカに対する経済制裁の解除である。イギリスは1986年に、国際的な孤立や英連邦からの追放を回避するために、やむを得ずEC加盟国の枠組みでの経済制裁に参加していた。1990年2月11日にアフリカ民族会議の指導者であり、長期にわたって収監されていたマンデラ（Nelson Mandela）が釈放されると、イギリスと他の加盟国の立場の相違が表面化した。イギリスは直ちに経済制裁の解除を望んだが、他の加盟国は慎重な姿勢をとった。この時点ではまだアパルトヘイトが完全に撤廃されたわけではなかったため、反アパルトヘイト運動は経済制裁の継続を求めてEC加盟国政府に対してロビー活動を展開していた⁽³⁹⁾。イギリスは制裁を解除する前に、形式的に他の加盟国と協議したものの⁽⁴⁰⁾、

他の加盟国を「無視した」と報道された⁽⁴¹⁾。

南アフリカに対する制裁解除をめぐってイギリスの孤立は際立っていたが、欧州政治協力の歴史において、イギリスだけが少数派の立場を経験してきたわけではなかった点には注意が必要である。他の多くの加盟国も、イギリスほど大きくはないにせよ、欧州域外世界に独自の利害を有していたのである。例えば、1985年から翌86年にかけては、南アフリカに対する経済制裁の実施に、西ドイツがイギリスと並んで反対していた⁽⁴²⁾。また、1980年には、フランスの反対によって、EC加盟国によるアフガニスタン中立提案が挫折を余儀なくされていた⁽⁴³⁾。1982年にフォークランド戦争が起こった際には、イタリアとアイルランドがアルゼンチンに対する経済制裁から離脱し、共同体の「結束」を乱していた⁽⁴⁴⁾。だがこうした経験は、東欧革命やベルリンの壁崩壊の衝撃ゆえに、連邦主義的統合を望む政治家の意識の中で後景に退いていたのだろう。

冷戦終結期においても欧州域外世界の諸問題に向き合っていたイギリス外務省は、こうした欧州政治協力の実情を踏まえた上で、「共通外交・安全保障政策」構想に向き合ったと考えられる。独仏の「政治同盟」構想が提起される直前の1990年1月には、1987年から2年半にわたって政務局長（Political Director）として欧州政治協力に関わったフレットウェル（John Fretwell）が、欧州政治協力はイギリス外交の重みを増し、批判からの隠れ蓑にもなりうるが、文字通りの「共通外交政策」の実現は不可能だと評している。彼は、とりわけ、欧州政治協力への多数決の導入はイギリスにとってのみでなく、他の加盟国にとっても受け入れられないだろうと語っていた⁽⁴⁵⁾。

4 イギリスの反応

（1）「政治同盟」構想の提案を受けて、1990年4月—6月

イギリス外務省は、1990年の4月初頭までに、独仏両国が欧州共同体の機構改革に関して何らかの提案をすることを察知していた。これを受けて、ハードはサッチャーに以下のように進言した。イギリスには機構改革についての議論を阻止できない。かといって、議論をボイコットすることや、何のアイデアもなしにただ議場に座っているのは愚かである。また、単にネガティブに反応すれば、国内政治の面でも、欧州政治の面でも、対米関係の面でも、政権にとって損失となる。そのため、イギリスは独自のアイデアを練り上げる必要がある、と⁽⁴⁶⁾。

サッチャーは、当時を振り返って、自身がいかなる意味での「政治同盟」にも反対していたと回顧している⁽⁴⁷⁾。しかし、これは必ずしも正確ではない。当時のサッチャーは「政

治同盟」に正面からは反対していなかった。彼女は、4月28日の欧州理事会において、加盟国外相が「政治同盟」について検討することを受け入れ、6月25—26日の欧州理事会では、「政治同盟」に関する政府間会議の開催を受け入れている。

むしろ、サッチャーが目指したのは、「政治同盟」が何を意味しないのかを決めることであった⁽⁴⁸⁾。「政治同盟」についてのEC加盟国首脳による最初の議論は、4月28日に開催されたダブリン欧州理事会の昼食の場でなされた。サッチャーは、「政治同盟」の定義の曖昧さを指摘した上で、「政治同盟」が加盟国のナショナル・アイデンティティの喪失を意味しないことを確認しようとした⁽⁴⁹⁾。彼女は、「政治同盟」に関する議論が多分にレトリックの問題となっていることを理解していたと思われる⁽⁵⁰⁾。だが、彼女は、イギリス国内において「政治同盟」という言葉がもたらしている不安を解消する必要があると考えていたのである。当時、こうしたサッチャーの方針は、ハードからも歓迎されていた⁽⁵¹⁾。

「共通外交・安全保障政策」に関して、イギリスが懸念していたのは、この構想によって加盟国の外交政策の自立性が失われることだった。この段階で「共通外交・安全保障政策」が何を意味するのかは曖昧だったが、イギリスはこの構想が外交政策協力への特定多数決の導入につながることを懸念していた⁽⁵²⁾。特定多数決が導入されれば、イギリスの立場が加盟国内で少数派となった場合に、望まない決定を受け入れざるを得なくなるためである。南アフリカ問題に対する制裁解除をめぐる、イギリスは少数派の立場を経験したばかりだった。同様の理由から、イギリスは、欧州政治協力を欧州委員会の権限の下に置くことにも反対していた⁽⁵³⁾。

サッチャーは、4月28日の欧州理事会で、「政治同盟」が、各国が個別に外交政策上のイニシアティブをとる権利を制約しないことを確認しようとした。その際、彼女は、リトアニア独立問題に関する独仏の単独行動を例に挙げた。この問題に関して、4月21日にEC加盟国が共同で声明を発表した一週間ほど後に、独仏両国は他の加盟国との協議抜きに独自のイニシアティブをとっていた⁽⁵⁴⁾。こうした独自行動に対しては、いくつかの加盟国から懸念の声があがっていたが⁽⁵⁵⁾、サッチャーはむしろこれを加盟国の行動の自由が保障される証拠として歓迎した⁽⁵⁶⁾。

こうしたサッチャーの姿勢は、イギリス政府内において決して特異な立場ではなかった。イギリス外務省内には、連邦主義的統合を望んでいる加盟国が、果たして文字通りの「共通外交・安全保障政策」を受け入れられるのかを疑問視する声があった。例えば、EC常駐代表のハネイ（David Hannay）は、独仏両国にとっても、自らの「機会主義的な動き」が含意することの全てを受け入れるのは困難だと見ていた⁽⁵⁷⁾。

以上のようにEC加盟国の外交政策の自立性を維持しようとしたイギリスだが、欧州政治協力の改善を全く望んでいなかったわけではなかった。むしろ、1980年代において、イ

ギリスは欧州政治協力の機能強化を主導してきた。EC加盟国の外交政策協力の「発展」を、「政府間主義」から「超国家主義」への移行として捉えるのは一面的である。イギリスは欧州政治協力の活動の実態を踏まえた上で、欧州政治協力とECの「一貫性」、緊急事態に際しての「即応性」、議長国の交替に際しての「継続性」を向上させようとしてきた⁽⁵⁸⁾。1987年に設立された欧州政治協力の事務局も、大部分でイギリスの制度設計に基づいていた⁽⁵⁹⁾。

5月10日に開催された国防及び対外政策委員会では、「欧州政治協力の主導的な設計者としてのイギリスの役割を維持する」必要があることが確認された⁽⁶⁰⁾。欧州政治協力の強化に関して独自のアイデアを提示することには、加盟国の自立性を制約するような提案に抵抗しやすくなるという利点があった。加えて、東欧諸国と欧州共同体の関係を発展させるためには、欧州政治協力の強化、とりわけECとの「一貫性」の向上が必要だと考えられた⁽⁶¹⁾。

4月の段階で外務省は、加盟国の外交政策の自立性を維持しながら、欧州政治協力を強化するための方策を検討していた。第一に挙げられているのは、事務局の強化である。具体的には、人員を増やすことでイギリス外務省からの出向者が常に事務局にいられるようにし、欧州委員会から職員を出向させることでECとの「一貫性」が向上させることが目指された。他には、政治委員会では重要な事項のみを議論すること、閣僚レベルの会議で欧州政治協力とECの区別をなくすこと、第三国における大使館の協力を強化すること、アメリカ、日本、カナダなどの第三国とのコミュニケーションを強化することが挙げられている⁽⁶²⁾。

6月には、ハードが各加盟国の主要紙に「政治同盟」についての見解を発表した。その中では、欧州政治協力を強化する方策として、事務局の強化、欧州政治協力と外相理事会の調整、第三国における加盟国の大使館の緊密な統合が挙げられている。他方で、「コンセンサスを維持しながら、注意深く前進しなければならない」とも付け加えられている⁽⁶³⁾。

（２）政府間会議に向けて、1990年9月—11月

6月のダブリン欧州理事会での決定を受けて、1990年9月以降、「政治同盟」に関するIGCの準備のために、各EC加盟国外相の特別代表（special representative）たちが意見交換を始めた。「政治同盟」の様々な側面について議論がなされたが、外交政策協力のあり方もその中心的論点の一つだった。

夏の間に、イギリス外務省は、欧州政治協力の強化について記された非公式の文書を準備していた。そこでは、EC諸機関の権限拡大や多数決の導入を回避しながら、欧州政治協力を強化することが目指されていた。具体的な案としては、事務局の人数を二倍にして

欧州委員会からの職員の出向を認めること、外相理事会（Foreign Affairs Council）で欧州政治協力の議論を行うこと、第三国での協力を強化すること、アメリカ、日本、カナダとの事務局の繋がりをより体系的にすることなどが盛り込まれたと考えられる⁽⁶⁴⁾。イギリスは、この文書を9月13日に開催された特別代表の会合で回覧した⁽⁶⁵⁾。

しかし、他の加盟国との立場の隔たりは大きかった。多くの加盟国は、欧州政治協力をECの枠組みに組み込むことを望んでいた。また、全面的にではなくとも、何らかの形で特定多数決を導入することを望む加盟国は多かった⁽⁶⁶⁾。こうした案はイギリスにとって受け入れられなかった。

9月18日には議長国イタリアが、西欧同盟（Western European Union: WEU）をECに組み込む構想を提起した。この提案の背景には、8月にイラクがクウェートに侵攻したことによって、防衛協力への関心が高まっていたことがある⁽⁶⁷⁾。10月6—7日にイタリアのアーゾロで開催された非公式外相会議の場で、イタリアの構想を支持したのはベルギーだけだったが⁽⁶⁸⁾、防衛協力に関する議論はその後も続くことになる。

イギリスは、何らかの形で欧州の防衛アイデンティティを発展させることが必要だと考えていたが、EC自体が防衛政策を持つことには反対していた。EC自体が防衛政策を持てば、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）の結束が弱まると考えられたからである。イギリスは、冷戦後も侮れない軍事力を持ち続けるソ連と向き合うためにも、欧州域外世界から新たな脅威に対処するためにも、NATOの枠組みを維持することを望んでいた⁽⁶⁹⁾。むしろイギリスは、NATOとECをリンクさせる存在としてWEUを位置付けようとしていた。サッチャーは、NATOの統合軍事機構にフランスが含まれていないことを問題視しており、WEUとNATOの連携がこの問題を解決する方法になりうると見ていた⁽⁷⁰⁾。

こうした意見の相違の中で、10月27日から翌28日にかけて、サッチャーは、彼女にとって最後となる欧州理事会に出席した。ローマで行われたこの会議では、「政治同盟」に関する様々な意見が飛び交った。コールはEMUと「政治同盟」が表裏一体であることを強調した。その上で、「我々は、共通対外・安全保障政策抜きにして、政治同盟を達成することはできないのです」と、従来からの考えを述べた。他方で、ミッテランは対外政策に関する各加盟国の「声」は維持されることになるだろうと、やや慎重な姿勢を示した。また、デンマークとアイルランドは、EC加盟国の防衛協力に反対する姿勢を示した⁽⁷¹⁾。

サッチャーは、機構改革だけではなく、「利用可能な力を適切に使うこと」が重要だと強調した。欧州政治協力に関しては、「喜んで改善したい」と述べた一方で、各加盟国には独自の国益が存在するという理由から、各国の外交政策を「単一の鋳型」に押し込むことには反対の姿勢を示した。またサッチャーは、防衛協力におけるNATOの重要性を強

調することも忘れなかった⁽⁷²⁾。ローマ欧州理事会の議長総括には、「共通外交・安全保障政策」という目標に関するイギリスの留保が記されることとなった⁽⁷³⁾。

だが、サッチャーはIGCの場での困難な交渉を経験することはなかった。彼女は、10月30日に、下院での質疑の中で「ドロール氏は先日記者会見で欧州議会を共同体の民主的機関とし、欧州委員会を執政府とし、閣僚理事会を上院とすると述べました。ノー、ノー、ノー。」と発言した⁽⁷⁴⁾。これを聞いたハウ副首相は辞任を決意した。その後行われた党首選の一回目の投票でサッチャーは過半数からの支持を得られず、彼女の党内での求心力は低下した。閣僚との協議の末、サッチャーは11月22日に辞任を決意し、28日に官邸から去った。その後のEMUと「政治同盟」に関する困難な交渉は、ハード外相と後任のメージャー首相に託された。

5 おわりに

以上論じてきたように、サッチャー首相とハード外相の「共通外交・安全保障政策」に対する姿勢は、かなりの程度一致していた。欧州における冷戦終結に直面した独仏が「政治同盟」を目指した一方で、イギリスの視線はヨーロッパ域外世界、とりわけ帝国としての歴史的経験を有する地域の問題にも向いていた。そこでの協力の実態から、イギリスは文字通りの意味での「共通外交政策」を実現することの困難さに気付いていた。

他方で、イギリスはEC加盟国間での外交政策協力の意義自体は認めており、欧州政治協力のあらゆる改良に反対していたわけでもないことには注意が必要である。1980年代の欧州政治協力の活動の重心は、第三世界、とりわけイギリスが帝国としての歴史的経験を有する地域にあった。そのため、イギリスは欧州政治協力から恩恵を受ける機会も多かった。そして、こうした域外世界での活動を念頭において、イギリスは欧州政治協力の実際的な強化を主導してきたのである。

イギリスは「共通外交・安全保障政策」構想に対処する上で、二つの方策をとった。第一に、独仏の言行不一致を指摘することで、加盟国の外交政策の自立性が維持されることを確認しようとした。第二に、外務省を中心に、加盟国の外交政策の自立性を損なわない形で欧州政治協力を強化するために、欧州政治協力とECの「一貫性」の向上や、事務局の拡大を提案した。だが、イギリスと他の加盟国との立場の隔たりは残り続けた。

「共通外交・安全保障政策」構想への対応に際して、サッチャーの個性が発揮された面があるとすれば、それは政策上の選好よりも外交手法にある。メージャー政権成立後に引き続き「政治同盟」に関する交渉を任されたハード外相は、加盟国の外交政策の自立性を

制約しない形で合意を目指した。ここには、サッチャー政権期からの連続性を見て取れる。ただし、サッチャーとは異なり、ハードは他の加盟国から対話可能な人物だと見られていた。外交官としての経験もあるハードは、サッチャーの嫌った「妥協」を細部で重ねながら、イギリスにとって受け入れ可能な条約をまとめることに成功したのである⁽⁷⁵⁾。

欧州政治協力は、1970年に創設されて以来、欧州共同体域内の論理と、域外世界の論理が交錯する場であり続けてきた。1980年代においては、「共通外交政策」を連邦主義的統合の中核として位置付ける機運が高まり、その流れは冷戦終結を受けて頂点に達した。他方で、欧州政治協力は共同体域外の世界で生じた問題に対処する上で活用されており、ここでの加盟国の立場の相違は冷戦終結によっても解消されなかった。こうしたEC加盟国の外交政策協力の両義性は、冷戦終結後も残り続けることになる。

注

- (1) 本稿では、1967年に欧州経済共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、ユーラトムが統合して成立した機構を EC と記す。これに対して、EC、欧州理事会、欧州政治協力とそれらに参加する主体の総体を欧州共同体/共同体と記して区別する。ただし、一次史料からの引用部分についてはその限りではない。
- (2) 'Message conjoint de François Mitterrand et Helmut Kohl (Paris, 18 avril 1990),' Centre virtuel de la connaissance sur l'Europe [以下 CVCE と略記] . https://www.cvce.eu/obj/message_conjoint_de_francois_mitterrand_et_helmut_kohl_paris_18_avril_1990-fr-89369c53-5d93-4e56-8397-825ca92c86f5.html (2021年12月12日最終アクセス。以下全てのWebリソースにおいて同様)
- (3) Beverly Crawford, 'German Foreign Policy and European Political Cooperation: The Diplomatic Recognition of Croatia in 1991,' *German Politics & Society* 13: 2 (Summer 1995), pp. 1-34; idem, 'Explaining Defection from International Cooperation: Germany's Unilateral Recognition of Croatia,' *World Politics* 48 (July 1996), pp. 482-521.
- (4) Simon J. Nuttall, *European Foreign Policy* (Oxford University Press, 2000), pp. 114-115, 123; Stephen Wall, *A Stranger in Europe: Britain and the EU from Thatcher to Blair* (Oxford University Press, 2008), pp. 95-98.
- (5) 「政治同盟」に関するIGCが開始する以前の1990年11月に、サッチャーが首相を辞任していたことも、同政権の反応に関する分析が乏しい理由の一つだろう。1990年12月にIGCが始まって以降の過程に関しては、より多くの研究が存在する。代表的な研究として、Anthony Forster, *Britain and Maastricht Negotiations* (Palgrave Macmillan, 1999), pp. 104-131; Alasdair Blair, 'Swimming with the Tide? Britain and the Maastricht Treaty Negotiations on Common Foreign and Security Policy,' *Contemporary British History* 12: 3 (1998), pp. 87-102.
- (6) Hans-Peter Schwarz, *Helmut Kohl: Eine politische Biographie* (Pantheon, 2014), S. 411-412; Kohl to Thatcher, 19 June 1985, PREM 19/1491, The National Archives of the United Kingdom, Kew [以下 TNA と略記] .
- (7) 例えば、フランスではジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 元大統領がこうした理由から連邦主義的統合を求めていた。Powell to Wall, 19 February 1990, PREM 19/3344, TNA.

- (8) Frédéric Bozo, *Mitterrand, the End of the Cold War, and German Unification* (Berghahn Books, 2009), p. 235.
- (9) Hanns Jürgen Küsters und Daniel Hofmann (Hrsg.), *Dokumente zur Deutschlandpolitik, Deutsche Einheit: Sonderedition aus den Akten des Bundeskanzleramtes 1989/90* (de Gruyter, 1998), Nr. 111.
- (10) 'Aide-mémoire,' le 20 Mars 1990, FCO 98/4579, TNA.
- (11) 'Message conjoint de François Mitterrand et Helmut Kohl,' CVCE.
- (12) Bozo, *Mitterrand*, p. 187.
- (13) *Ibid.*, p. 235.
- (14) 'Message conjoint de François Mitterrand et Helmut Kohl,' CVCE.
- (15) Nuttall, *European Foreign Policy*, pp. 113-114.
- (16) *Ibid.*, pp. 111-112.
- (17) Richard Vinen, *Thatcher's Britain: The Politics and Social Upheaval of the 1980s* (Simon & Schuster, 2009), pp.236-237.
- (18) 'Speech on Europe ("Europe as I see it")', 27 June 1977, Margaret Thatcher Foundation [以下MTFと略記]. <https://www.margaretthatcher.org/document/103403>
- (19) 'Speech to the College of Europe ("The Bruges Speech")', 22 September 1988, MTF. <https://www.margaretthatcher.org/document/107332>
- (20) 'European Council: Milan 28/9 June 1985,' in Goulden to Wall, 5 July 1985, FCO 30/6307, TNA.
- (21) Powell to Budd, 29 October 1984, PREM19/1231, TNA.
- (22) *The Financial Times*, 21 February 1989, p. 1.
- (23) 'Joint Press Conference with West German Chancellor (Helmut Kohl),' 21 February 1989, MTF. <https://www.margaretthatcher.org/document/107585>
- (24) Douglas Hurd, 'Political Co-operation,' *International Affairs* 57: 3 (Summer 1981), p. 383.
- (25) Hurd to Gilmour, 23 November 1979, FCO 98/657, TNA.
- (26) Douglas Hurd, *Memoirs* (Abacus, 2004), p. 261.
- (27) *Documents on British Policy Overseas, Series III, Volume VII: German Unification, 1989-1990* [以下DBPOと略記], No. 29.
- (28) DBPO, Enclosure in No. 45; DBPO, No. 99.
- (29) Hurd to Thatcher, 4 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (30) DBPO, No.210.
- (31) 'TV Interview for Channel 4 (Strasbourg European Council),' 9 December 1990, MTF. <https://www.margaretthatcher.org/document/107843> サッチャーの発言の背後には、東欧諸国のEC加盟によって「共同体」の「中央集権化」が妨げられることへの期待もあったのだと考えられる。Powell to Wall, 15 February 1990, PREM 19/2974, TNA.
- (32) 'European Political Cooperation, Annex F,' in Hurd to Thatcher, 11 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (33) 1980年代の欧州政治協力については、Simon J. Nuttall, *European Political Co-operation* (Oxford University Press, 1992), pp. 154-238.
- (34) Patrick Salmon, 'The United Kingdom: Divided Counsels, Global Concerns,' in Frédéric Bozo, Andreas Roedder and Mary Elise Sarotte (eds.), *German Reunification: A Multinational History* (Routledge, 2016), pp. 168-169.
- (35) サッチャーはハードとほぼ毎週外交政策について協議していたが、これら三つの地域は頻繁に議論されている。イギリス国立公文書館で公開されている以下のファイルを見ると、協議の議題を確認できる。PREM 19/3340, TNA.
- (36) Rory Miller, *Inglorious Disarray: Europe, Israel and Palestinians since 1967* (Hurst & Company, 2011), p. 119.
- (37) 'European Council Dublin, 25/26 June 1990, Arab/Israel,' 21 June 1990, PREM 19/2981, TNA.

- (38) Gass to Powell, 16 May 1990, FCO 21/4517, TNA; Davies to Brewer, 27 April 1990, FCO 21/4517, TNA.
- (39) Roger Fieldhouse, *Anti-Apartheid: A History of the Movement in Britain: A Study in Pressure Group Politics* (Merlin, 2005), p. 451.
- (40) 欧州政治協力では、各加盟国が外交政策を決定する前に他の加盟国に事前に協議することが義務づけられていた。イギリスが他の加盟国と協議したのは、この義務を守るためであった。Wall to Powell, 19 February 1990, PREM 19/3171, TNA.
- (41) *The Times*, 21 February 1990, p. 1.
- (42) John Frederick Parks, 'Britain's South African foreign policy 1979-1989: bilateralism and multilateralism,' unpublished Ph.D. thesis (Keele University, 1997), p. 211.
- (43) 粕谷真司『『新冷戦』下のイギリス外交と欧州政治協力——アフガニスタン中立・非同盟構想、1980-1981年』『国際情勢』第91号、2021年、88頁。
- (44) 粕谷真司「フォークランド戦争をめぐるイギリス外交と欧州政治協力——ECメンバーシップの正当化の試みに着目して」『法学政治学論究』第124号、2020年、82-87頁。
- (45) Smith to Weston, 26 January 1990, FCO 98/4579, TNA.
- (46) Hurd to Thatcher, 4 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (47) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (HarperCollins, 1993), p. 761.
- (48) Powell to Wall, 26 April 1990, PREM 19/2980, TNA.
- (49) 具体的には、加盟国の国家元首を廃止しないこと、加盟国の議会の権限を大幅に弱めないこと、ECの意思決定における閣僚理事会の中心的な役割を変えないこと、各国政府や議会を犠牲にしてECの中央機構に権力を集めないこと、NATOの役割を弱めないことなどが挙げられている。'Speaking Note: Political Union,' undated, PREM 19/2980, TNA. 議長国アイルランドのホーヒー (Charles Haughey) 首相は、サッチャーが指摘したことはいずれも「政治同盟」には含まれないとして議論を総括した。Wall to Powell, 28 April 1990, PREM 19/2980, TNA.
- (50) パウエル (Charles Powell) 秘書官はサッチャーに宛てた手紙の中で、機構改革に関して語られていることの大部分は、「実質」ではなく「レトリック」の問題だと説明している。サッチャーは「レトリック」という言葉に下線を引いている。Powell to Thatcher, 5 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (51) Powell to Wall, 26 April 1990, PREM 19/2980, TNA.
- (52) 'European Political Cooperation, Annex F,' in Hurd to Thatcher, 11 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (53) Ibid.
- (54) EC加盟国の声明については、'Statement concerning Lithuania,' in *European Political Cooperation Documentation Bulletin*, 1990, vol. 6, 1990, Doc. 90/182, pp. 191-192.
- (55) 例えば、デンマークのエレマン＝イエセン (Uffe Ellemann-Jensen) 外相は、独仏の行動に対して「政治協力のプロセスの土台を壊した」と批判している。オランダのファン・デン・ブルーク (Hans van den Broek) 外相も、独仏の行動は「政治同盟」に関する議論と整合しないと批判している。Wall to de Fonblanque, 29 April 1990, FCO 30/8831, TNA.
- (56) 'Speaking Note: Political Union,' undated, PREM 19/2980, TNA. サッチャーは下院においても、リトアニア独立問題に関する独仏の独自行動について、「彼ら〔独仏両国：引用者注〕が主権を放棄することを意図していない事実上の証拠」なのだと発言している。Parliamentary Debates [Hansard], House of Commons, 1 May 1990, col. 905. ハードも議会での演説で、欧州政治協力が今後も各国単位でのイニシアティブを制約するわけではないことを示す例としてこれに言及している。Hansard, House of Commons, 11 June 1990, col. 28.
- (57) Hannay to Hurd, 28 August 1990, PREM 19/2977, TNA.
- (58) 粕谷真司「サッチャー政権初期イギリスと欧州政治協力——「ロンドン報告」の作成過程、1980-1981年」『国際政治』第199号、2020年、65-80頁。
- (59) 辰巳浅嗣「単一欧州議定書と欧州政治協力」『阪南論集』第24巻第1号、1988年、37-40頁。
- (60) 内閣府の国防及び対外政策委員会についてのファイル (CAB 148/303) は未公開だが、イ

- ギリス国立公文書館で公開されている外務省欧州共同体（域外）局のファイルに、5月10日に開催された同委員会の議事録のコピーが入っている。‘EC Institutional Reform,’ 11 May 1990, FCO 98/4580, TNA.
- (61) ‘European Political Cooperation, Annex F,’ in Hurd to Thatcher, 11 April 1990, PREM 19/2975, TNA.
- (62) Ibid.
- (63) ‘Article by Secretary of State: European Political Union,’ in Maude to Lilley, 13 July 1990, PREM 19/2980, TNA.
- (64) イギリス国立公文書館で公開されている外務省欧州共同体（域外）局のファイルに起草段階の文書が入っている。‘Achieving Unity and Coherence in the Community’s International Action,’ in Smith to Weston, 29 August 1990, FCO 98/4581, TNA.
- (65) UKRep Brussels to FCO, Teln0.2579, 13 September 1990, FCO 98/4581, TNA.
- (66) ‘Informal Meeting of EC Foreign Ministers, Asolo, 6-7 October 1990,’ in Westcott to Parker, 5 October 1990, PREM 19/4582, TNA.
- (67) Nuttall, *European Foreign Policy*, p. 122.
- (68) Enrico Martial, ‘Italy and European Political Union,’ in Laursen and Vanhoonacker (eds.), *Intergovernmental Conference on Political Union: Institutional Reforms, New Policies and International Identity of the European Community* (European Institute of Public Administration, 1992), p.149.
- (69) ‘Speech to North Atlantic Council at Turnberry,’ 7 June 1990, MTF. <https://www.margaretthatcher.org/document/108106>
- (70) Powell to Wall, 15 April 1990, PREM 19/2913, TNA.
- (71) ‘European Council, Rome: 27/28 October 1990,’ in Arthur to Egerton, 1 November 1990, FCO 30/8835, TNA.
- (72) Ibid.
- (73) ‘Conclusions of the Rome European Council: extract concerning the Intergovernmental Conferences (27 and 28 October 1990),’ CVCE. https://www.cvce.eu/en/obj/conclusions_of_the_rome_european_council_extract_concerning_the_intergovernmental_conferences_27_and_28_october_1990-en-5bd5368d-153c-416d-a05e-4fd82b935d5f.html
- (74) *Hansard*, House of Commons, 30 October 1990, col. 873. この演説の内容についても、ハードは「概ね正しい」と考えていた。彼は、むしろサッチャーの「荒々しく大袈裟な」な言い方を問題視していた。Hurd, *Memoirs*, pp. 438-439.
- (75) Blair, ‘Swimming with the Tide?’, pp. 93, 96-97.

フランス問題をめぐるイギリス外交、 1943～1944年

1. はじめに	28
2. フランス問題の発生	29
3. フランス問題をめぐる英米の対立	30
4. フランス問題の終焉	32
5. おわりに	33

1. はじめに

1940年5月10日、ドイツ軍はベルギー・オランダ・ルクセンブルクの侵略を開始した。これにより西部戦線における膠着状態、いわゆる「奇妙な戦争（Phoney War）」は終焉を迎えた。ドイツ軍の電撃戦（blitzkrieg）によって連合軍は大敗し、フィリップ・ペタン元帥（Philippe Pétain）率いるヴィシー政府は6月22日にドイツと、24日にイタリアと休戦協定を締結した⁽¹⁾。

ところが、フランス陸軍のシャルル・ド・ゴール将軍（Charles de Gaulle）はフランスの敗北を認めずイギリスに亡命し、枢軸国に対するフランス人の抵抗運動である自由フランス（Free France）を組織した⁽²⁾。フランス外交史研究者の宮下雄一郎は、これによりフランスは2つの「フランス」に分裂したと主張している⁽³⁾。

その後、イギリス政府はド・ゴールを「連合国の大義の下に集う全ての自由なフランス人の指導者」として承認し、ヴィシーとは外交関係を断絶した⁽⁴⁾。他方で、アメリカ政府はヴィシー政府を正統なフランス政府として承認し続け、自由フランスを冷遇した。

これにより、イギリス政府にとって困難な状況が生じた。イギリス政府はアメリカ政府との間に緊密な協力関係を築くことを試みていた。だが、他方でイギリス政府は自由フランスを支援し、フランスを大国として再興させることが望ましいと考えていたからである。

そのため、英米は異なる対「フランス」政策を1942年11月まで取っていたが、1942年11月に連合軍が北アフリカ上陸作戦を決行し、独伊がヨーロッパ大陸のフランス本土全体を占領すると状況は一変する。ヴィシー政府は傀儡政権となり、フランスには正統な政府が不在という状況になったのである⁽⁵⁾。

これにより、フランス問題（the French problem）が生じた。フランス問題とは、将来のフランス政府の組織に関して英米の間で合意が得られていない状況を指す⁽⁶⁾。1940年12月から1945年までイギリスの外相を務めたアンソニー・イーデン（Anthony Eden）が述べたように、英米仏の三角関係は「第二次世界大戦における主要な問題」になった⁽⁷⁾。

アメリカ大統領のフランクリン・ローズヴェルト（Franklin Roosevelt）を中心としてアメリカ政府は、新たなフランス政府はフランス国民が選挙で選ぶべきであり、それまでの間は連合軍がヨーロッパ大陸のフランス本土を統治すべきことだと主張した。それに対してイギリス外務省を中心としてイギリス政府は、自由フランスに新たなフランス政府の組織を主導させるべきだと主張した。最終的に、1944年6月に自由フランスはフランス共和国臨時政府へ発展し、同年10月に英米ソの三大国は同政府を正統なフランス政府として承認した。

イギリス外交史研究者のデイヴィッド・レイノルズ（David Reynolds）は、1940年のフ

ランス崩壊によってイギリス外交の主軸は英仏関係から英米関係へ移ったと主張している⁽⁸⁾。それではなぜ、イギリス政府はフランス問題においてアメリカ政府と対立することを選んだのだろうか。また、先行研究は対「フランス」政策をめぐる英米関係について、イギリス政府のアメリカ政府に対する譲歩を強調しすぎるきらいがある⁽⁹⁾。

従って、本稿は英米が新たなフランス政府の組織に関する議論を始めた1943年から英米ソがフランス共和国臨時政府を正統な政府として承認した1944年10月までの期間に焦点を当て、フランス問題の解決においてイギリス政府が果たした役割を明らかにする。

2. フランス問題の発生

1940年5月10日、ドイツ軍が西部戦線における大攻勢を開始したことにより、西部戦線の膠着状態は破られた。連合軍はドイツ軍の電撃戦と自身の戦略ミスによって大敗を喫し、絶望的な状況に追い込まれた⁽¹⁰⁾。その後、連合軍はフランス北部のダンケルクからイギリス本土への撤退作戦において奇跡的な成功を収めたが、ヨーロッパ大陸の戦況が覆ることとはなかった。

結果として、徹底抗戦を主張していたフランス首相のポール・レイノー（Paul Reynaud）は失脚した。そして、休戦を主張していたペタンが後任を務め、6月22日にドイツと、24日にイタリアと休戦協定を締結した。

他方で、フランス陸軍のド・ゴール将軍はイギリスへ亡命して、フランス人の枢軸国に対する抵抗運動である自由フランスを創設した。これを受けてイギリス首相のウィンストン・チャーチル（Winston Churchill）は、ヴィシー政府に対抗する新たなフランス政府をド・ゴールを中心として組織することを考えたが、有力なフランス人はド・ゴールのもとへ集まらなかった。従ってイギリス政府は6月28日にド・ゴールを、「どこにしようとも連合国の大義のもとに集う全ての自由なフランス人の代表」という曖昧な文言で承認した⁽¹¹⁾。

その後、1940年7月にイギリスは、フランス艦隊を枢軸国が奪取することを防ぐために、フランス領北アフリカのオランに停泊している艦隊を攻撃した。これによって、ヴィシー政府はイギリス政府との外交関係を断絶した。それからイギリス政府は、フランス領から支持を集めることに苦戦していた自由フランスを一時的に冷遇していたが、1941年半ば頃にはフランス領における自由フランスの支持が大幅に拡大していたため、外務省は一転して自由フランスを支援するようになった⁽¹²⁾。

対照的にアメリカ政府は、ヴィシー政府が英米にとって好ましい行動を取る可能性を捨

てきれずに、ヴィシー政府との外交関係を保ち続けた。それどころかアメリカ政府は、ヴィシー政府へ恩を売ればヴィシー政府はその恩を返すだろうという楽観的な考えに基づき、フランス領北アフリカに経済支援を行っていた⁽¹³⁾。

外務省はヴィシー政府に対して下手に出ることに反対していたが、国务長官のコーデル・ハル（Cordell Hull）はそのような意見を聞き入れる態度を見せなかった。ハルは、「アメリカが通りの片側を歩いている一方で、イギリスが通りの反対側を歩くことが望ましい」と発言している⁽¹⁴⁾。

このような英米間での対「フランス」政策の乖離という問題は、双方が「通りの反対側を歩く」ことによって棚上げされてきたが、1942年11月に連合軍が北アフリカ上陸作戦を執行すると事態は一変した。独伊がヨーロッパ大陸のフランス本土全体を占領し、ヴィシー政府は傀儡政権となったのである。これにより、ヨーロッパ大陸のフランス本土を解放した後、どのような統治を行うかという問題について英米は本格的な議論を開始する必要に迫られた。

3. フランス問題をめぐる英米の対立

独伊がヨーロッパ大陸のフランス本土全体を占領すると、偶然北アフリカに居合わせたヴィシー政府の要人であるフランソワ・ダルラン提督（François Darlan）がフランス領北アフリカにおいて権力を掌握した。そして、彼はペタンの後継者を自認したが、1942年12月24日に彼は暗殺された。

連合軍はすでにフランス本土の一部であるアルジェリアに進出し、かつヨーロッパ大陸のフランス本土に上陸する作戦（後のノルマンディー上陸作戦）の計画も立てていたため、ヨーロッパ大陸のフランス本土を独伊の支配から解放した後、どのようにして統治すべきであるかという問題について議論を始めた。

ローズヴェルトは、新たなフランス政府はフランス国民が選挙によって選ぶべきであり、それまでの間連合軍がフランス本土を統治すべきであると主張した⁽¹⁵⁾。ローズヴェルトの考えでは、フランスは1人で歩くことのできない赤ん坊のようなものであり、そのため彼は連合国が「信託統治（trusteeship）」のような形で、1人で歩けるようになるまでフランスを統治すべきであると論じている⁽¹⁶⁾。

また、そもそもローズヴェルトは戦後にフランスを大国として再興させるべきではないと考えていた。ローズヴェルトはイーデンと会談を行った際に、戦後のヨーロッパにおける武力は英米ソの三大国に集中させるべきであり、「小国」には小銃より強力な武器を持

たせるべきではないと発言している⁽¹⁷⁾。

しかし、外務省にとってこのようなローズヴェルトの構想は到底受け入れられるようなものではなかった。外務省は、フランスを再興させることで戦後のヨーロッパ大陸に力の真空が発生することを防ぐべきだと考えていたのである。イーデンは1943年1月16日に戦時内閣に提出したメモランダムにおいて、フランスを大国として再興させるべきだと主張している。なぜなら、「再興したフランスの支援がなければ、ドイツが再びヨーロッパ大陸の支配を試みた際に、それを防ぐことが極めて困難になるから」である⁽¹⁸⁾。

また、そもそもイーデンはアメリカ政府を心から信頼していたわけではなかった。イーデンはアメリカ政府にヨーロッパ秩序の再建を主導させるべきではないと考えていた。ヨーロッパ政治に関する知識も経験も持たないアメリカ政府にヨーロッパ秩序の再建を主導させれば、不安定な戦後ヨーロッパ秩序が築かれるとイーデンは考えていたからである⁽¹⁹⁾。それに加えて、イーデンの伝記を執筆したイギリス政治外交史研究者のデイヴィッド・ダットン (David Dutton) は、「イーデンを反米的であると描くことはおそらく妥当であろう」とすら主張している⁽²⁰⁾。

アメリカ政府は、ド・ゴールよりも階級が上で政治的野心を持たないアンリ・ジロー将軍 (Henri Giraud) を自由フランスの指導者とし、ド・ゴールを更迭することを目論んだ。しかし、外務省はこういった試みに抵抗し、次第にチャーチル以外の戦時内閣の閣僚も外務省の主張に同意するようになった。

1943年5月、ワシントンを訪問していたチャーチルはローズヴェルトからド・ゴールの更迭を打診され、戦時内閣にそのような提案をした。だが、戦時内閣はこのようなチャーチルの提案に反対した。この頃までに戦時内閣の閣僚は、フランス国民の多くはド・ゴールを支持していると信じており、無理やりド・ゴールを更迭すれば戦後の英仏関係は極めて悪いものになると考えるようになったのである。

労働党の党首であり副首相でもあるクレメント・アトリー (Clement Attlee) は、ド・ゴールの支持者は英仏協商 (the Entente) を象徴しているとまで発言している。従って、戦時内閣の閣僚は一致団結してチャーチルの提案に反対し、これによってド・ゴールの更迭は避けられた。

それから、チャーチル以外の戦時内閣の閣僚は外務省の主張を全面的に支持するようになった。そして、イギリス政府の支援を受けたド・ゴールはジローとの権力闘争に勝利し、自由フランスの唯一の指導者となった。ところが、それでもローズヴェルトは自由フランスが新たなフランス政府の組織において中心的な役割を果たすことを認めようとせず、フランス問題の解決は1944年10月を待たなければならなかった。

4. フランス問題の終焉

1944年6月6日、連合軍はノルマンディー上陸作戦を決行した。それに先立ってド・ゴールはフランス共和国臨時政府の設立を宣言し、連合軍がヨーロッパ大陸のフランス本土をドイツの支配から解放するとその事実上の（*de facto*）の統治を始めた。

フランス国民の多くはフランス共和国臨時政府による統治を迎え入れたため、イギリス政府はフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認することを主張したが、それでもローズヴェルトは首を縦に振ることはなかった。ローズヴェルトはあくまで、新たなフランス政府はフランス国民が選挙によって選ぶべきだと考えていたのである⁽²¹⁾。

国務省やアメリカの統合参謀本部も当初は自由フランスを冷遇していたが、フランス国民がフランス共和国臨時政府による事実上の統治（*de facto*）を迎え入れているという事実を受け、アメリカ政府はフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認すべきだと主張するようになる。

陸軍長官のヘンリー・スティムソン（Henry Stimson）は日記に、「私は、ローズヴェルトの立場は論理的にも理論的にも正しいが、現実的ではないと考えている」と記している。フランスのような巨大な国の選挙を管理することは極めて困難であり、また、内政干渉の誹りを受ける可能性すらあるとスティムソンは考えたのである⁽²²⁾。ノルマンディー上陸作戦の司令官を務めていたドワイト・アイゼンハワー将軍（Dwight Eisenhower）も、ド・ゴールを力づくで排除すれば、フランスは混沌に陥るだろうと主張している⁽²³⁾。

そして、10月になるとローズヴェルトとの関係を極めて重視してきたチャーチルですら、フランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認する時が来たとローズヴェルトを諭している⁽²⁴⁾。彼らの説得を受けたことや、フランス共和国臨時政府によるヨーロッパ大陸のフランス本土の統治が確立しつつあったこともあり、ローズヴェルトフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認することを認めた。

10月23日、アメリカ政府、イギリス政府、ソ連政府はフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認した。これによりフランス問題は終焉を迎え、英米ソはフランスに戦後国際秩序においてどのような役割を与えるかという問題について1945年2月のヤルタ会談で議論することになる。

5. おわりに

イギリス外務省は、フランスを大国として再興させることによって戦後のヨーロッパ大陸に力の真空が発生することを防ごうとした。アメリカが戦後どのような外交を行うかわからない中で、フランスを再興させることはヨーロッパ秩序の安定化に大きく貢献するだろうと彼らは考えたのである。そのため、外務省はフランス国民から幅広く支持を受けている自由フランスに新たなフランス政府の組織を主導させることで、分裂したフランス人を団結させ、それによってフランスの再興を促進することを試みたのである。

だが、ローズヴェルトを中心としてアメリカ政府はそのような外務省の主張に反対した。ローズヴェルトは、フランスは1人で生きていけない赤ん坊のようなものであるため、1人で歩けるようになるまでフランスは連合国が統治すべきだと主張したのである。

しかし、外務省にとってそのような主張は認められるものではなかった。そのようなことをすればフランスの再興は遅れるし、何よりフランス人が英米、とりわけイギリスに対して不信感を抱くようになるからだ。チャーチル以外の戦時内閣の閣僚は次第に外務省の主張に賛同するようになり、最終的にチャーチルも彼らの主張を支持した。

結果として、ローズヴェルトもフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認することを認め、英米ソの三大国がフランス共和国臨時政府を正統なフランス政府として承認した。この後、1945年2月のヤルタ会談において、戦後国際秩序におけるフランスの役割に関する議論を英米ソは交わすが、1944年10月にフランス共和国臨時政府が正統な政府として承認されたことは、そのための土壌を作り上げたのである。

注

- (1) ベタン率いる政府が拠点を南仏のヴィシーに移したのは1940年7月のことであるが、本研究では表記ゆれを避けるために、同政府を言及する際には一貫して「ヴィシー政府」という呼称を用いる。それに加えて、イギリス政府はヴィシー政府を言及する際に、「ボルドー政府（ベタン率いる政府がヴィシーに移動する前にはボルドーに滞在していたため）」や「ベタン元帥の政府」などの呼称を用いることもあったが、同様の理由から、イギリス政府の視点を論じる際にも「ヴィシー政府」という呼称を一貫して用いる。
- (2) 自由フランスは1942年夏に「戦うフランス（Fighting French）」と改称するが、表記ゆれを避けるために本研究では一貫して「自由フランス」という呼称を用いる。なお、本研究はイギリス政府の視点に焦点を当てているため、「自由フランス」などを原語表記する際には、フランス語ではなく英語を用いる。
- (3) 宮下雄一郎『フランス再興と国際秩序の構想—第二次世界大戦期の政治と外交—』（勁草書房、2016年）、3頁。
- (4) WM (40) 186th Conclusions, 28th June 1940, CAB 65/7, The National Archives of the

United Kingdom, Kew [以下TNAと略記].

- (5) ヴィシー政府はドイツへの協力を強要されていたという「神話」が1970年代まで通説となっていたが、近年の研究ではヴィシー政府は自発的に対独協力を行っていたことが明らかになっている。最も重要な研究の1つとして、Robert O. Paxton, *Vichy France: Old Guard and New Order, 1940-1944* (New York: Columbia University Press, 2001) を参照。
- (6) フランス問題という語句の用いられ方に関しては、*British Documents on Foreign Affairs, Part III, Series F, Volume 15: Western Europe, January 1943-September 1943*, Enclosure in No. 15; *Foreign Relations of the United States* [以下FRUSと略記], 1943, *Europe, Volume II*, Wiley to Hull, 30th May 1943, p.105; Churchill to Roosevelt, 20th June 1944, CHAR 20/167/30, The Churchill Archive [以下TCAと略記]を参照。
- (7) Quoted in Christine Giuliani, *Eden, de Gaulle and the Free French: un bienfait inscrit dans la mémoire?* in David Dutton (ed), *Statecraft and Diplomacy in the Twentieth Century* (Liverpool: Liverpool University Press, 1995), pp. 111-134 (p.112).
- (8) David Reynolds, *From World War to Cold War: Churchill, Roosevelt, and the International History of the 1940s* (Oxford: Oxford University Press, 2006), pp. 23-48.
- (9) 代表的な研究として、Gloria Elizabeth Maguire, *Anglo-American Policy towards the Free French* (London: Macmillan, 1995) を参照。
- (10) 連合軍の戦略については、Gerhard L. Weinberg, *A World at Arms: A Global History of World War II* (New York: Cambridge University Press, 2005), pp. 122-130を参照。
- (11) WM (40) 186th Conclusions, 28th June 1940, CAB 65/7, TNA.
- (12) この点については、中村優介「イギリス外務省における対『フランス』政策の転換、一九四〇～一九四一年—ヴィシー政府への宥和から自由フランスへの支援へ—」『法学政治学論究』第126号、2020年9月、171～204頁を参照。
- (13) アメリカ政府とヴィシー政府の関係、およびアメリカ政府のフランス領北アフリカに対する経済支援に関しては、James J. Dougherty, *The Politics of Wartime Aid: American Economic Assistance to France and French Northwest Africa, 1940-1946* (London: Greenwood Press, 1978); Julian G. Hurstfield, *America and the French Nation, 1939-1945* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1986); Mario Rossi, *Roosevelt and the French* (Connecticut: Praeger Publishers, 1993) を参照。
- (14) Halifax to Foreign Office, 24th May 1941, FO 371/28321-Z4286/56/17, TNA.
- (15) *FRUS, 1943, Europe, Volume II*, Roosevelt to Churchill, 1st January 1943, p. 23.
- (16) *FRUS, Conferences at Washington, 1941-1942, and Casablanca, 1943*, Roosevelt-de Gaulle Conversation, McCrea Notes, 22nd January 1943, pp. 694-696.
- (17) Eden to Churchill, 16th March 1943, CHAR 20/108/20-22, TCA.
- (18) 'The United Nations Plan', memorandum by Eden, 16th January 1943, CAB 66/33-WP (43) 31, TNA.
- (19) Anthony Eden, *The Eden Memoirs: The Reckoning* (London: Cassell, 1965), p. 341.
- (20) David Dutton, *Anthony Eden: A Life and Reputation* (London: Arnold, 1997), pp. 142-3.
- (21) Roosevelt to Churchill, 10th July 1944, CHAR 20/168/34, TCA.
- (22) Quoted in Mario Rossi, 'United States Military Authorities and Free France, 1942-1944', *The Journal of Military History*, 61:1 (January 1997), pp. 49-64 (p.61).
- (23) *FRUS, 1944, Europe, Volume III*, Caffery to Hull, 20th October 1944, pp. 742-3.
- (24) Churchill to Roosevelt, 14th October 1944, CHAR 20/173/41-42, TCA.

スターリン、毛沢東と東アジアにおける 革命運動の「責任範囲」

問題意識	36
1 中ソ二国の安全保障戦略と朝鮮半島	37
2 中ソ二国の台湾に対する関心	39
3 朝鮮半島——どちらの「責任範囲」となるのか	42

問題意識

1949年7月27日劉少奇ら中国共産党代表団のモスクワ訪問を記念した宴席で、スターリンは中国革命の勝利を祝った。同席したスターリンと毛沢東の連絡役である中国共産党中央委員会総顧問、イヴァン・コヴァリョフ（Ivan Kovalev）によれば、スターリンは以下のように述べたという。

「(前略) 革命の中心は西から東へ移ってきており、今や中国と東アジアに移っている。あなた方は今や既に重要な役割を果たしているが、もちろん傲慢になってはいけない。しかし同時に、あなた方の責任は一段と大きくなった。あなた方は東アジア諸国における革命に対して義務を果たさなければならない⁽¹⁾」。

スターリンのこの発言は、中ソ二国による東アジアにおける革命運動に関する義務分担を示すものだが、中国が革命運動の援助において主導的な役割を果たす東アジア諸国のなかに、果たして朝鮮半島は含まれていたのだろうか。

この点について中国の冷戦史研究家である沈志華は中国とソ連の合意によって、中国がヴェトナムを担当し、ソ連が北朝鮮を担当することが決められたと主張している⁽²⁾。

陳兼も、朝鮮半島の北部はソ連の軍事支配下に入っており、朝鮮是北京よりもモスクワの責任範囲であると呼ばれていたから、朝鮮はスターリンの述べた東アジアにおける革命の「唯一例外」であるように思われると論じている⁽³⁾。

一方、ソ連共産党の朝鮮問題専門家であったトカチェンコ（Vadim Tkachenko）は、1949年10月1日中華人民共和国の成立と同時期に、モスクワの指導部内で極東の安全保障の確保を中国に委任する決定がなされたと述べている。ここで示された極東とは朝鮮とヴェトナムであり、これら二国の安全保障を中国が擁護する取り決めがなされたという⁽⁴⁾。トカチェンコはこの決定について具体的な日付などを明らかにしているわけではないが、中国とソ連では北朝鮮を互いに相手の責任範囲としていることがわかる。

以下では、1949年からの中国の安全保障政策と東アジアにおける革命運動支援との関連性に触れながら、中国・ソ連という二つの国家にとって、東アジアの革命運動において北朝鮮は自国の責任範囲であったのか否か、またその立ち位置が国際環境の変化に伴ってどう推移していったのかを検討する。

1 中ソ二国の安全保障戦略と朝鮮半島

まず中国の安全保障上の利益を考える際に注意しなければならないのは、毛沢東たちにとって「危険」という感覚は他国のそれと異なり、中国の共産主義革命の性質と影響に密接に関わるものだという点である。在米中国人研究者の陳兼は、中国の安全保障観を次のように特徴づけている。

第一に、毛沢東らは国際世界において、中国を中心的なアクターに変化させたいという願望を抱いていたが、建国当初の中国にはそうした役割を担えるだけの地位も国力もなかった。したがって、中国が脆弱な国から強い国になるまで、彼らは中国が安全保障上危険な状態にあると感じ続けることになるのである。

第二に、自分たちが中国革命の重要性を強調すればするほど、西側や米国の脅威を感じて危険が損なわれているように感じることである。これは毛沢東らが、中国と米国の対決を国際世界における主な対立だと見なしていたことに大きく起因する。

第三に、中国国内の革命運動の原動力を維持する必要性が関係していた。帝国主義諸国の脅威に対する不安を与えることによって大衆を革命運動に動員する必要があったのである⁽⁵⁾。

また毛沢東たちは、中国自身の安全と隣接する地域の安全との繋がりに特別の関心を払っていた。彼らは中国が伝統的に宗主国となっていた地域、特に朝鮮半島とインドシナの防衛を重視してきたのであった。これら両地域は中国の安全保障上の利益に特別なつながりがあると捉え、台湾と共に、米国と直接対峙する可能性が最も高い地域として考えてきたのであった⁽⁶⁾。

一方、ソ連の朝鮮半島に対する対応はいかなるものであったか。

まず南北対立という固有の問題を抱える朝鮮半島という地域に対してソ連が果たした役割は、朝鮮半島北部にソ連に敵対的でない政権から成る国家を成立させたこと、そして朝鮮人民軍の創設にはじまり、軍事支援を行ったことである。

ソ連政府の役割は、朝鮮半島北部からソ連軍が撤収することによって生ずる軍事力の空白を埋めるべく、北朝鮮の軍隊に自国を防衛するに足る戦力を与えることであった。

しかしながら、在平壤ソ連大使の任にあったシュトウイコフ（Terentii Shtykov）の度重なる要請にも関わらず、ソ連による軍事支援はなかなか進まなかった。

たとえば1949年4月20日、シュトウイコフはスターリンへの電報で、北朝鮮の戦闘準備不足を訴えている。「(前略) 設備の大部分はすでに送られてきたが、これまでに専門家は派遣されてきていない。つまり、ソ連政府の決定は実現されていないばかりか、朝鮮における兵器および弾薬の製造は立ち上がっていないということだ⁽⁷⁾」。

更に同年6月22日、シュトウイコフは再びスターリン宛の電報で、現時点においても北朝鮮が南からの侵攻に全く準備できていない窮状を訴えた⁽⁸⁾。

北朝鮮への軍事支援が大々的に行われ、決定的な戦力の拡充が図られるのはスターリンが朝鮮半島の武力統一によりやく前向きな姿勢を見せるようになった1950年1月30日以降になってからであった。

韓国側からの攻撃が行われる可能性を何度も呼びかけながらも、スターリンは現状維持に固執し、戦争を行ういかなる口実も北朝鮮側に与えようとはしなかった。北朝鮮における革命運動、すなわち金日成による武力解放戦争を積極的に支援するつもりは彼にはまだなかったのである。

以上の議論は、極東地域におけるソ連の安全保障戦略に直接結びつく。冷戦の主戦場が欧州にあったこと、極東地域に割けるだけの十分な軍事力がなかったこと、そして何より朝鮮半島という地域で発生した武力紛争にソ連が巻き込まれることを恐れたスターリンにとっては、朝鮮半島では現状を維持することが、当時においては最良の選択肢だったのである。1949年8月3日シュトウイコフ宛の電報で、スターリンは次のように記した。

「潜在的な敵を挑発しないように、そして、軍事行動が始まった場合、ソ連が一線を画すために、モスクワは自らの海軍基地と在朝鮮空軍代表部を閉鎖することに決めた⁽⁹⁾」。

さらに、同月2日付「朝鮮に関する提案書」では、「我々（ソ連）の平和志向を宣伝し、敵を心理的に武装解除させ、南の侵攻に対して起こりうる戦争に我々が引きずり込まれないようにするために、我々の軍事施設を撤去するのが政策的に正しい⁽¹⁰⁾」と記されている。

東アジアにおける革命運動の分業に関する発言をスターリンが行ったのが同年7月末であることを鑑みると、明らかにソ連は自国の影響力を後退させて、朝鮮半島問題と距離を置こうとしていることが分かる。

とはいえ、その代わりに中国が朝鮮半島問題に密接に関わろうという態度を表明したわけでもなかった。1949年10月26日毛沢東宛の電報でスターリンは、北朝鮮の軍事行動は軍事的側面のみならず、政治的側面から見ても準備が整っていないために攻撃を行うべきではないという毛沢東の意見に同意している⁽¹¹⁾。

毛沢東への返電でスターリンがこうした態度を示したことについて、これ以前に毛沢東がスターリン宛に電報を送り、そのなかで朝鮮半島問題に触れ、武力紛争を引き起こすべきではないという認識を示した可能性が考えられる。そのような電報の所在は目下のところ不明であるが、少なくとも10月26日の電報を見る限り、1949年10月後半の時点で中ソ両指導者の間には、北朝鮮による武力侵攻を認めないというはっきりとした共通認識があったということである。

これは言い換えれば、中ソ両国とも他に重要な問題を抱えているため、北朝鮮の革命運

動を積極的に支援するつもりが現段階ではないということである。それでは、当時の中国が抱えていたより大きな問題とは何であったか。いくつかの国内問題を除けば、それは台湾の解放と中越国境の安定であった。

2 中ソ二国の台湾に対する関心

スターリンと劉少奇の会談において、中ソ二国で東アジアにおける革命運動の支援を分担することについての話し合いがなされたことは既に述べたが、中国代表団のソ連滞在中、両者の間では中ソ間の軍事協力と、中国に対するソ連の軍事支援に関する議論がなされていたことに注目したい。

1949年7月25日毛沢東は劉少奇宛の電報のなかで、ソ連が100～200機のヤク戦闘機、40～80機の重爆撃機を都合してくれるか、1,200人の操縦士と500人の技術者をソ連の航空学校で訓練してくれるか、そして空軍顧問を中国に派遣してくれるかスターリンに尋ねてほしいと伝えている。

同電報によれば、ソ連が前半二つの依頼を承知してくれば、劉亜楼（第4野戦軍14兵团司令官）がすぐに訪ソできると伝えている。この電報を受け取った翌日、7月27日劉少奇はスターリン以下ソ連側代表と会談し、中国側の要求を伝えた。

この会談でソ連の空軍援助が、中国の台湾解放との関連で行われたかどうかは判然とせず、中ソ双方の研究者の間で異なる解釈が存在してきた。陳兼は、劉亜楼とともにソ連側と交渉を行った呂黎平の回想録を根拠に、劉少奇はソ連側に対して、近い将来に台湾占領を成功させるためには空軍および海軍の早急な拡張が必要であることを伝えたと述べている⁽¹²⁾。

一方ゴンチャロフ（Sergei Goncharov）らは別の資料に基づき、この時劉少奇がスターリンに見せた軍事援助に関する書類には台湾への言及はなかったと記している⁽¹³⁾。

とはいえ、7月27日の会談で劉少奇ら中国側代表団が要請した空軍支援に対して、ソ連側は一応協力の態度を示した。

この時ソ連側は、ソ連で中国人の操縦士、技術者の育成を認める代わりに、満洲において中国が操縦士の養成学校を設立するのを手助けすることを提案したのであった。

また、話が前後するが、7月11日劉少奇との会談で、スターリンは台湾と香港の解放に必要な航空機と潜水艦の支援を求める中国側の要請に対して返答した。

このときスターリンが強調したのは、戦争の結果ソ連の経済は甚大な被害を受け、国は西部国境からヴォルガ河に至るまでが荒廃しているということだった。台湾および香港へ

の攻撃をソ連が支援すれば、米国の航空機、艦隊と衝突することになり、新たな世界大戦が起きる口実となってしまうというのである。

この問題に関しては今後政治局会議で話し合う必要があるとしたが、スターリンは航空機と潜水艦の支援を却下していた⁽¹⁴⁾。

ただしスターリンは、空軍要員の訓練をソ連ではなく中国国内で行うように修正した点以外は、基本的に中国側の要請を受け入れたのであった。

近年公開されたロシア側の交渉記録によると、毛沢東がモスクワの劉少奇に送った電報は毛の提案によってスターリンにも送られている⁽¹⁵⁾。

7月27日の会談の席上、スターリンは、中国の空軍支援要請が台湾解放を念頭に置いたものであることを承知した上で、協力を快諾したのであった。ソ連はより詳細な議論を行うために劉亜楼の訪ソを認め、劉少奇はその日のうちにソ連側の対応を北京に打電した⁽¹⁶⁾。

ただし中国側の要請を承諾したとはいえ、ソ連による軍事支援を受けた中国が台湾攻撃に乗り出した際、対米軍事衝突が引き起こされるのはスターリンにとって最悪のシナリオであることは、上述した通りである。したがって、ここでスターリンが中国側に与えた援助は、中国がすぐさま台湾への攻撃に乗り出せない程度のもの、すなわち中国に空軍力の基礎を与えるといった意味合いで行われたと解釈するのが妥当であろう。

後述するように、中国は建国後も数回にわたってソ連に軍事支援を要請、協力を得ているが、それでも台湾解放のための準備を整えることはできなかったのである。

訪ソの前に劉亜楼は毛沢東、朱徳、周恩来とそれぞれ会っていたようで、米国と中国国民党を主要敵とした人民解放軍空軍の設立にソ連が協力してくれるように指示されたという。毛沢東と周恩来が強調したのは、人民解放軍空軍の主な任務は台湾を解放するために地上の軍隊を支援することであった⁽¹⁷⁾。

劉亜楼以下の軍事外交団到着を待って劉少奇は8月14日までモスクワに滞在することとなり、劉亜楼とその他四人の将校たちは8月9日モスクワに到着した。

その後中国側は元極東ソ連軍総司令官で、参謀総長に就任したヴァシレフスキー (Aleksandr Vasilevsky) 元帥と対談、今後一年以内に300～350機で編成される空軍の建設を援助して欲しい旨を伝えた。ヴァシレフスキーは、既にソ連空軍に対して中国人に協力するようにスターリンから指示が出ていることを伝え、空軍建設に向けた両国の軍事協力を約束したのである⁽¹⁸⁾。またソ連の指導者たちは、航空機に加えて対空砲360門を中国側に提供することになったが、それは「中国の沿岸防衛を強化する」ためであったという⁽¹⁹⁾。

8月14日劉少奇は96名のソ連人専門家とともに帰国した。その後ミコヤン (Anastas

Mikoyan) をソ連代表、劉少奇と高崗を中国側代表とし、中国に対するソ連の経済面、物質面の援助を運営する共同委員会を設立した。

劉少奇の帰国後も空軍建設に関する中ソ間の協議は継続され、8月18日ソ連が中国側に434機の航空機を売却することで合意した。10月15日、第一陣としてソ連製ヤク12型戦闘機が中国に到着、1949年の終わりまでに中国は各種航空機185機を受領したのであった⁽²⁰⁾。

1949年9月下旬、華東軍区海軍司令員である張愛萍の率いる海軍軍事代表団がモスクワを訪問し、ソ連の援助による中国人民解放軍海軍の建設に関する議論を行った⁽²¹⁾。

海軍に関する議論は7月11日劉少奇とスターリンとの会談で既に行われており、台湾解放を目的とした航空機と潜水艦の援助を劉少奇が求めたことがあった。そのときスターリンは中国側の要請を退けた⁽²²⁾が、今回の会談では話は円滑に進んだようである。ソ連軍による直接的な軍事支援は受け入れられなかったが、航空機を送り、専門家を派遣して指導にあたることは認めたのである。早速1949年10月と11月、支援の第一陣としてソ連の海軍専門家90名が中国に到着した。

しかし中国の期待したほど、ソ連から派遣されてきた海軍専門家たちは役に立たなかった。張愛萍と同様、海軍建設に携わり、1950年には海軍司令員となった蕭勁光の回想録によると、1950年1月までに中国には少なくとも海軍専門家が711名、空軍専門家が878名派遣されたという⁽²³⁾。

だが根本的な問題として、それだけの専門家に見合うだけのロシア語通訳の数が絶対的に足りていなかった。更に重要なことには、ソ連人は海軍の近代化を急ぎたい中国の切迫した状況を理解しておらず、そのことを指摘するのにも困難が伴った。そこで張愛萍はソ連人専門家の手によらない独自のカリキュラムによって海軍建設を進め、ソ連人の代わりにかつて国民党の海軍に所属していた軍人を専門家あるいは教官として雇うことにしたのであった⁽²⁴⁾。

とはいえ、急ごしらえの人民解放軍海軍は国民党海軍と比較すると十分な戦力とはいえなかった。たとえば、巡洋艦「重慶」号は解放軍に寝返った後すぐに撃沈され、1950年1月25日には国民党空軍の爆撃を受けて26隻もの軍艦が撃沈されている⁽²⁵⁾。

一刻も早い台湾解放を望む毛沢東の思惑とは裏腹に、海軍は台湾の早期解放に貢献できるほどの実力をまだ備えていなかったのである。

1950年2月15日、中ソ友好同盟相互援助条約の調印を終えてモスクワを経つ前日、毛沢東はスターリンに新たに628機の航空機支援を要請した。2月16日から3月5日にかけて、中国の要請にしたがって、ソ連の混成防空師団が上海、南京、徐州に向かい、これらの地域の防空を担うことになった。3月13日から5月11日にかけて、同師団は上海において国民党

軍の戦闘機五機を撃墜しており、上海の対空防衛力は向上した⁽²⁶⁾。

ただしこれらの作戦が全てソ連人の手によって行われたことには留意しておく必要がある。作戦に参加した操縦士、訓練要員および地上要員など合わせて1,500人のソ連人は全て中国空軍の指揮下にはなかった。したがってソ連製のミグ戦闘機をどこかに配備するかを決定する権利が中国人に与えられていたわけではなく、台湾および付近の島嶼を攻略するために利用することもできなかったのである⁽²⁷⁾。

3月22日周恩来はブルガーニン（Nikolai Bulganin）軍事人民委員宛の電報において、ソ連政府が中国空軍と海軍が必要としている軍事顧問や物資を送ってくれることに感謝の意を表しつつ、それらを早急に送ってほしいと伝えている⁽²⁸⁾。

朝鮮半島における軍事衝突の勃発可能性を考慮に入れつつも、毛沢東は台湾攻撃計画を早めようとしたが、それを実行に移すために必要な軍備は不十分なままであった。

金日成がモスクワ滞在中の4月13日、周恩来は再度ブルガーニンに電報を送り、艦船や航空機などの軍備の輸送を早めてほしいと要望している⁽²⁹⁾。

この点について、米国の冷戦史研究者であるソーントン（Richard Thornton）は、スターリン自身が軍備の輸送を急いでくれることを約束したにもかかわらず、依然としてその約束を果たしていないことから、この時期既にスターリンには台湾攻略を支援する意図がなかったと指摘している⁽³⁰⁾。ソーントンの指す「この時期」とは1950年4月下旬のことだが、そもそもスターリンには毛沢東の台湾解放を支援する気がなかったと考えられる。

ロシアの研究者ゴンチャロフも指摘している通り、スターリンは、米国の台湾政策の変化を受けて毛沢東が独力で台湾占領に乗り出し、米国が蔣介石政権に軍事支援を行われなかった場合、占領が成功してしまうことを懸念した。すなわち、台湾占領に成功した場合に中国と米国の関係が接近し、毛沢東がソ連との関係において「駆け引きできる自由」を得ることを恐れたというのである⁽³¹⁾。

3 朝鮮半島——どちらの「責任範囲」となるのか

では、この間朝鮮半島における革命運動、すなわち北朝鮮による武力南進に対する中国側の意識はどのような変化を見せたのだろうか。

現在までのところ、毛沢東は金日成本人から武力南進の決定を告げられるまで、朝鮮半島における武力紛争に関する詳細を知らなかったとする見解が多数である。

ロシア連邦大統領国防問題顧問を務め、歴史家でもあったヴォルコゴノフ（Dmitri Volkogonov）は旧ソ連の公文書に基づき、スターリンは1950年1月19日に平壤駐在のシュ

トゥイコフ大使からの「金日成が南進のことでスターリンと協議したい」と伝えた電報を受けて、「一週間余りの躊躇を経て」毛沢東に、「確実に勝利が得られるならこの問題を検討する必要がある」と意見を求めた電報を送ったとしている。ただし、ヴォルコゴノフはこの電報の原文の所在を明らかにしておらず、実際にそのような電報が送られたか否かは不明である⁽³²⁾。

しかしながら、朝鮮半島を武力によって統一したいという金日成に毛沢東が理解を示し、近い将来それが起こりうることを、そしてその際には中国が軍事的な援助を与えることになるだろうということについては、毛沢東自身がある程度想定済みであったことに留意する必要がある。

1949年5月14日金日成はシュトゥイコフ大使に対して、中央委員会委員で朝鮮人民軍総局長の金一が中国で行った会談の模様を伝えている。

この会談内容はシュトゥイコフ大使およびコヴァリョフからそれぞれスターリンに電報で伝えられたが、毛沢東は国際情勢が好転すれば金日成の南進は認められ、そのための支援も行うことを確約している⁽³³⁾。

ただし注目しなければならないのは、その最後の箇所、もし北朝鮮の南進に中国が力を貸す場合には、モスクワの同意、すなわちスターリンの指示を仰ぐ必要があると言及している点である。これは、当時毛沢東を首班とする中国共産党指導部が、朝鮮半島の問題をソ連の「責任範囲」と捉えており、その問題の解決のために中国が関与する場合には、責任者たるソ連の指示に従って、あくまで補助的な役割を果たすものと考えていたのだと推測される。

前述の通り、1949年10月26日付電報でスターリンと毛沢東は、当分朝鮮半島問題では現状を維持する点で同意した。これは中ソ両国とも、他のより重要な問題に忙殺され、朝鮮半島問題に割く余力がなかったこと、自国の対外政策にとって比較的優先度の低い地域で不要な問題を起こしたくなかったことなどが理由に挙げられる。

毛沢東は、1949年5月の時点では必要な場合は力を貸す態度を表明してはいたものの、台湾を武力によって占領するための準備が遅々として進まず、同年10月の金門、登歩島における敗北を前に、台湾解放問題を再考しなければならない状況にあった。

だからといって毛沢東が、一向に進展しない台湾解放問題を棚上げにして朝鮮半島問題に注力しようとしたわけではない。1950年初旬の時点においても、中国側がなお台湾と周辺島嶼部の解放準備に力を注いでいる点については、前述した通りである。

ところが、事態はその後一変した。金日成と朴憲永・副首相は1950年5月13日に北京を訪れ、スターリンとの会談で対南攻撃に関する合意がなされたことを毛沢東に知らせた⁽³⁴⁾。毛沢東はここで初めて、朝鮮半島における武力衝突が間近に迫っていることを知ることに

なるのである。

1950年2月2日付シュトゥイコフ宛の電報で、スターリンは対南攻撃の決定については中国側に隠蔽したままにしておくようにと告げていた。したがって、毛沢東は金日成の南進決定をソ朝両指導者よりも約三ヶ月遅れで知ったことになる。自らの与り知らないところで戦争準備が進んでいることに驚いた毛沢東は、急いでスターリンに問い合わせることとなる。5月14日北京駐在ソ連大使ローシチン（Nikolai Roshchin）はスターリンの返電を毛沢東に渡した。そこでスターリンは次のように述べた。

「同志毛沢東。朝鮮の同志らとの会談の中で、同志フィリッポフ（スターリンの暗号名―筆者）とその側近らは、国際情勢の力関係が変化した結果、朝鮮側が統一へ着手するという提案に同意した。これに関して付加されたのは、問題は最終的には中国と朝鮮との同志たちによって共同で決定されなければならない。中国の同志が問題の決定に同意しない場合は、新たな審議があるまで、決定は延期されなければならない（傍点筆者）。会談の詳細については朝鮮の同志らが貴方に語ることができる⁽³⁵⁾」。

スターリンのこの電報をもって、朝鮮半島問題が中国の東アジアにおける革命運動の「責任範囲」であることが唐突に示されたのである。台湾解放問題が解決の兆しを見せない中、中国の対外政策における朝鮮半島問題の占める割合が、意図せざる形で大きくなった。

1949年5月の北朝鮮代表金一との会談で示した毛沢東の態度は、朝鮮半島問題は基本的にはソ連の「責任範囲」と認識したものだったと言ってよいだろう。それが約一年後には、スターリンに半ば強引に押し切られる形で、朝鮮半島問題は中国の「責任範囲」とされたのであった。

これに関して、朝鮮半島問題を自らの「責任範囲」として取り扱っていくというような考えは、当初からスターリンにはなかったものと考えられる⁽³⁶⁾。

朝鮮半島問題をソ連の「責任範囲」に含めるということは、国内問題のみならず、金日成の主張する武力南進による朝鮮半島における革命を積極的に支援するということである。

ソ連は経済、文化の面ではともかく、北朝鮮との間に相互防衛条約を締結することは拒んだ。北朝鮮領内のソ連軍施設を撤去し、現地に派遣した軍事顧問団も開戦して早々に引き揚げさせた。軍備を支援することはあっても、ソ連自身が武力南進に深く関わることは避け、一定の距離を保ちながら事態の様子を見守るという姿勢に徹することを望んだのである。

これは、朝鮮半島問題に対する関心の度合いもさることながら、同地域の革命運動を支援するというリスクの伴う行為の主たる責任を中国に委ねることによって、ソ連自身の安

全を保障する、自国の利益を優先した戦略であったといえる。

(注)

- (1) “Kovalev Notes re Stalin’s Conversation with the Liu Shaoqi Delegation on the Importance of the Chinese Revolution, July 1949,” Sergei N. Goncharov, John W. Lewis and Xue Litai, *Uncertain Partners: Stalin, Mao, and the Korean War* (Stanford University Press, 1993), p. 232.
- (2) 沈志華 『中蘇同盟與朝鮮戦争研究』 (広西師範大学出版社、1999年)。
- (3) Chen Jian, “Reorienting the Cold War: The Implications of China’s Early Cold War Experience, Taking Korea as a Central Test Case,” Hasegawa Tsuyoshi, *THE COLD WAR IN EAST ASIA* (Stanford University Press, 2011), p. 87.
- (4) 下斗米伸夫 「戦後ソ連の北東アジア政策——アジア冷戦への一試論——」 『法学志林』 第100巻第2号 (2003年)、37頁。
- (5) Chen Jian, *China’s Road to the Korean War: The Making of the Sino-American Confrontation* (Columbia University Press, 1994), pp. 24-25.
- (6) Ibid., pp. 25-26.
- (7) A・V・トルクノフ 『朝鮮戦争の謎と真実—金日成、スターリン、毛沢東の機密電報による』 下斗米伸夫、金成浩訳 (草思社、2001年)、36頁。
- (8) 同上、42-47頁。
- (9) 同上、47頁。
- (10) 同上。
- (11) К. Асмолов, “Об “ответственности внешних сил” за начало Корейской войны,” *Проблемы Дальнего Востока* No. 3 (2010), стр. 136.
- (12) Chen Jian, *China’s Road to the Korean War*, p. 98.
- (13) Goncharov et al., *Uncertain Partners*, pp. 73-74.
- (14) М. С. Капица, *На Разных Параллелях: Записка Дипломата* (Москва, 1996), стр. 45.
- (15) Русско-Китайские Отношения в XX Веке Документы и Материалы Том. V: Советско-Китайские Отношения. 1946-февраль 1950 Кн. 2: 1949-февраль 1950 гг. (М., 2005), стр. 171-172.
- (16) Chen Jian, “The Sino-Soviet Alliance and China’s Entry into the Korean War,” *Cold War International History Project Working Paper No.1* (June 1992), p. 16.
- (17) Chen Jian, *China’s Road to the Korean War*, p. 76.
- (18) Chen Jian, “The Sino-Soviet Alliance and China’s Entry into the Korean War,” pp. 16-17.
- (19) Shu Guang Zhang, *Mao’s Military Romanticism: China and the Korean War, 1950-1953* (University Press of Kansas, 1995), p. 39.
- (20) Chen Jian, “The Sino-Soviet Alliance and China’s Entry into the Korean War,” p. 17.
- (21) 東方鶴 『張愛萍伝 上巻』 (人民出版社、2000年)、594-595頁。
- (22) М. С. Капица, *На Разных Параллелях*, стр. 45.
- (23) 蕭勁光 『蕭勁光回憶錄 続集』 (解放軍出版社、1988年)、44-45頁。
- (24) Shu Guang Zhang, *Mao’s Military Romanticism: China*, p. 52.
- (25) 朱建榮 『毛沢東の朝鮮戦争——中国が鴨緑江を渡るまで——』 (岩波書店、2004年)、152-153頁。
- (26) Chen Jian, “The Sino-Soviet Alliance and China’s Entry into the Korean War,” p. 22.
- (27) Richard C. Thornton, *Odd Man Out: Truman, Stalin, Mao, and the Origins of the Korean War* (Washington, D.C.: Brassey’s, 2000), pp. 114-115.
- (28) 沈志華 『蘇聯專家在中国 (1948-1960)』 (新華出版社、2009年)、69頁。

- (29) “Telegram from Zhou Enlai to Nikolai Bulganin,” April 13, 1950
<http://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/11420> (2021年9月30日閲覧)。
- (30) Thornton, *Odd Man Out*, p. 115.
- (31) С. Гончаров, “Интервью с И. В. Ковалевым: две трактовки фактов истории,” *Проблемы Дальнего Востока* No. 3 (Май-Июнь 2014), стр. 114.
- (32) ドミトリー・ヴォルコゴーフ 『七人の首領——レーニンからゴルバチョフまで』 上巻
生田真司訳 (朝日新聞社、1997年)、338頁
- (33) トルクノフ 『朝鮮戦争の謎と真実』、104-105頁。
- (34) 同上、110-111頁。
- (35) トルクノフ 『朝鮮戦争の謎と真実』、108頁。
- (36) ソ連指導部、特にスターリンの朝鮮半島に対する関心については以下に詳しい。河西陽平
「ヨシフ・スターリンの「地政学的関心」と朝鮮半島: 極東における戦後ソ連安全保障戦略の
再検討」『戦略研究』第19号 (2016年)、33-50頁。

エルサレムにおけるパレスチナ人家族の強制立ち退き問題と 草の根抗議運動の交差

はじめに	48
1. シェイク・ジャッラーの事例	48
2. 東エルサレムにおける入植活動	50
3. パレスチナの草の根運動との交差	51
おわりに	53

はじめに

2021年4月から5月にかけて、パレスチナではエルサレムを起点に、若者たちを中心とした大規模な抗議行動が発生した。同市におけるイスラエル治安当局と住民間の緊張の高まりは、その後ガザ地区での大規模軍事衝突にも発展した。一方で、長らく閉塞状況にあったパレスチナ社会で、変革を求める草の根運動の新たな画期を形成する出来事にもつながった。

これらの背景の中心には、エルサレムのシェイク・ジャッラー地区に暮らすパレスチナ人家族の強制追放（立ち退き）の問題があった。家族が住む家の所有権を主張するユダヤ人入植推進団体の活動によって、住まいを失う危機にある家族とその裁判闘争の様子は、国内外で関心を集めた。それは入植型植民地政策のもとで、繰り返し住まいを追われるパレスチナ人家族と、土地や家の収奪と侵食への抵抗といったパレスチナ人社会の集団的経験を象徴するミクロコズムであるとも見なされた⁽¹⁾。

下記ではまず、シェイク・ジャッラーの強制立ち退きの経緯と現状を概観し、次に入植推進団体の動向とその背後にある法制度を整理する。最後に、家を守るための抗議が、パレスチナ社会で出現したより広範な抗議運動といかに交差しているかについて考察する。

1. シェイク・ジャッラーの事例

2021年4月下旬、東エルサレムのシェイク・ジャッラーに住むパレスチナ人家族の代表者が、国際刑事裁判所（ICC）宛てに同地区における強制追放の調査を依頼する要望書を提出した⁽²⁾。同地区に暮らす8家族が、エルサレムの地方裁判所から家の退去命令を出されており、その期日が目前に迫っているというものである。

家の所有をめぐる裁判を起こしているのは、同地区へのユダヤ人入植を進めるNahalat Shimonと呼ばれる団体である。同団体は、現在パレスチナ人家族が暮らす家が、1948年のイスラエル建国以前はユダヤ人によって所有されていたと主張し、そこへの入植を求めて家族に退去を迫っているのである⁽³⁾。この裁判闘争の行く末と住民による抗議行動の様子は、パレスチナのみならず国際的にも報道された。SNS上では#Save Sheikh Jarrahのハッシュタグも拡散され、大きな関心を集めた。

シェイク・ジャッラーという地区は、東西エルサレムの境界近くに位置する被占領地東エルサレムのパレスチナ人居住地域である。第一次中東戦争後にエルサレムが東西に分かれてからはヨルダンの統治下に入り、1967年の第三次中東戦争終戦後はイスラエルが自国

の領内に併合した。以来、同地区を含むパレスチナ人集住地域の東エルサレムでは、イスラエル行政下で同国の国内法が適用されている。国際法はこれを認めず、東エルサレムを西岸地区やガザ地区と同様に被占領地として扱い、同地域内における占領国の国内法の適用を違法としている。

シェイク・ジャッラーの中でも、とくに追放の危機に直面しているのは、Karm al-Jaounと呼ばれるエリアに暮らす28家族である。これらの家族は、イスラエル建国に伴い故郷を追われた難民家族で、1956年に同地区に移住した⁽⁴⁾。それは当時、東エルサレムを統治していたヨルダン政府とパレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）との間の合意に基づいた定住プロセスによるもので、家族は難民ステータスを手放す代わりに、土地と家を与えられることになっていた。

ところが、土地の法的所有権が正式に家族に渡る前に第三次中東戦争が起き、同地区は終戦後にイスラエルに併合された。入植団体による入植活動は、その直後の1970年代から始まり、1990年以降は前述のNahalat Shimonが中心となって、家の所有権を主張して住民家族に立ち退きを迫る裁判を起こしている。すでに2008年、2009年には同地区に暮らす数家族が家を追われており、現在は5、6の入植者グループがパレスチナ人家族の隣人として暮らしている⁽⁵⁾。

2021年5月に立ち退きを迫られていた4家族については、裁判闘争が国際的な関心を集めたことから判決はいったん保留され、退去を決める期日は8月、さらに10月へと延期された。イスラエル最高裁判所は家族に対して、期日までに家を明け渡すか、入植団体の借家人（Protected Tenant）として住み続けるかという選択を迫っている⁽⁶⁾。借家人になれば、入植団体に家賃を支払い、家の改築等にも許可を得る必要があるが、今後15年間は立ち退きを保留にする、としている。

家族は11月2日時点で、最高裁による提示を拒否する声明を出している⁽⁷⁾。立ち退きを保留する一時的な措置よりも、違法入植とそれに伴うパレスチナ人住民の追放といった、人々の生活に関わる政治暴力を容認するシステムが問題の根底にあるという姿勢を明確にするためである。しかし、同地区周辺では入植団体による挑発行為を含む集団行進や破壊行為も行われるなど、予断の許さない状況が続いている。家族は長年にわたる裁判闘争を余儀なくされ、金銭的な負担に加えて、いつ再び追放命令を受けるか分からない、気の休まることのない心理的負担も強いられている⁽⁸⁾。

2. 東エルサレムにおける入植活動

入植活動に端を発するこれら一連の問題は、シェイク・ジャッラーに限らない。入植地問題は西岸地区や東エルサレムへの違法住宅建設だけでなく、ある特定の地区や家族、個人を対象に行われているものもある。これらは「割り込み入植」⁽⁹⁾として知られ、東エルサレムではパレスチナ人集住地区の間に、大きなイスラエル国旗が掲げられている入植者の家が点在するように確認できる。

これらの入植活動はシェイク・ジャッラーの他にも、旧市街とその周辺に広がるシルワンやアッ＝トゥール（オリーブ山）を含む、ユダヤ教の聖所（Holy Basin）と見なされる地域で特に顕著に見られる⁽¹⁰⁾。入植活動は宗教的動機を伴うが、その背後には、東西エルサレムの統合と街のユダヤ化を目指すエルサレムの都市計画（マスタープラン）も存在する。旧市街の南に位置するシルワンの、バタン＝アル・ハワー地区は、シェイク・ジャッラー同様にパレスチナ人家族の大規模な立ち退きが進む場所である。ここでは「ダビデの町」という名の遺跡をもとに、イスラエル政府が国立公園に指定し、観光促進を図っている。また、シェイク・ジャッラーで入植活動を行うNahalat Shimonは、同地区に200戸規模のユダヤ人入植地（Shimon HaTzadik）を建設する提案をエルサレムの都市計画委員会に行っている⁽¹⁶⁾。この他にも、旧市街で入植活動を行うAteret Cohanimや、シルワンで活動を行うEladという入植団体が知られている。パレスチナ人家族が、入植団体が政府や公的機関による後ろ盾を得ていると話すのはこのような背景からである。

実際の入植はそれを可能かつ有利にするイスラエルの法制度を利用して行われている。その一つが、The Legal and Administrative Matters Law（1970）と呼ばれる法律である。これは、1948年のイスラエル建国以前に東エルサレムでユダヤ人が所有していた財産を、もとの所有者に戻すことを可能にする制度である⁽¹¹⁾。しかし、この制度はパレスチナ人には適用されない。加えて、1950年に制定されたAbsentee Property Lawは、1948年時点で家を離れていたパレスチナ人を不在者と見なし、その所有財産はイスラエル当局に移譲されたまま回復不可能となっている。

家の獲得を目指してこの法制度を利用する入植団体は、もとの所有者と関係があるとは限らない。所有者やその相続人を見つけ出し、彼らから所有権を取得したのち⁽¹²⁾、1948年以前にユダヤ人が所有していた財産を管理するGeneral Custodianと呼ばれるイスラエル法務省内の管理局に依頼を立て、所有財産を回復する裁判を起こすとともに、パレスチナ人住民に立ち退きを訴えているのである。裁判では、1948年以前の所有を証明する古い書類を使用しているものの、その書類の信憑性は不確かなものが多い。一方で、General Custodianを含めた裁判所の手続きは不透明で説明責任を欠いていると言われている⁽¹³⁾。

イスラエルの人権団体によると、入植団体による土地の所有権の獲得を目指す依頼は、ここ数年で急増しているという⁽¹⁴⁾。2020年時点で、General Custodianは同様の案件を600件以上抱えており、それは東エルサレムに暮らす数百のパレスチナ人家族に影響を及ぼすと言われている。重要なのは、入植推進団体とパレスチナ住民との間で行われる裁判が、土地をめぐる住民間紛争ではなく、イスラエルが違法に併合した被占領地で行われているという文脈である。被占領地に同国の国内法を適用すること自体が国際法上違法であるが、裁判を行う法廷もユダヤ人入植者に有利に働くよう設計されている⁽¹⁵⁾。一度退去を命じられるとそれを覆すことは難しく、家を守るためにはその決定を先送りする一時的な措置を行い続けなければならない。

3. パレスチナの草の根運動との交差

(1) 生活空間を守る

シェイク・ジャッラーの住民たちの立ち退きに対する抗議は、エルサレムをはじめ、西岸地区やガザ地区、イスラエル領内に暮らすパレスチナ人との間の共鳴を生み、広範な抗議行動へと結びついていった。その背景にあるのは、各地でパレスチナ人が経験する差別や生活空間への侵食といった今日的な問題に加えて、収奪と追放を経て建国されたイスラエルという国の在り方やパレスチナ問題の起源と根幹を成す問題が、今なお続いているという認識の再確認と共有と言えるだろう。

エルサレムでは、これまでも散発的な抗議行動は見られたが、それらはとりわけ、公共の場における政治的・文化的な集まりに対する禁止や規制、若者に対する警察暴力や逮捕、家屋破壊といった日常の生活空間への侵食に対する抵抗といった特徴があった。例えば、2017年7月に起きた旧市街周辺での集団抗議行動は、アル＝アクサー・モスクのある聖域ハラム＝シャリーフの出入口に金属探知機を設置する治安管理中に反対し、ゲートの撤去を求める運動であった。加えて、イスラエル市行政による管理の強化や、街のユダヤ化に対して自分たちは「出て行かない」ということが、エルサレムのパレスチナ人社会を象徴するスローガンにもなっていた。

今回は、ラマダン月の始まった4月下旬頃から、旧市街への入域を規制したイスラエル側の措置に対して、パレスチナ人の若者たちがダマスカス門前に集まり抗議を行っていた。同じ頃、立ち退き期日の迫るシェイク・ジャッラーの住民たちによる自宅周辺での集会や抗議にも関心が集まるようになり、二つの抗議行動がリンクしていった。ダマスカス門前に集まっていた若者たちが、徐々にシェイク・ジャッラーにも足を運ぶようになったとい

う⁽¹⁷⁾。

これらの動きが、イスラエル領内に暮らすパレスチナ人の若者たちとも連動していったことも特徴的であった。シェイク・ジャッラーの家族の家を守る闘いが、スローガンによる連帯表明だけでなく、広範な行動を必要とする切実な出来事であると見なされた背景には、彼らのイスラエル社会における境遇とも関わっていると言える⁽¹⁸⁾。イスラエル領内の都市リッダやヤッファ、ハイファ、アッカーなどは、歴史的パレスチナの街がイスラエル建国の過程で住民が追放され、ユダヤ人多数の街へと変容された経緯を持つ。現在も、地区開発の名のもとでパレスチナ人集住地区の土地が売却されたり、非承認村の土地が接収され立ち退きを余儀なくされる事例もある。

今年5月の一連の出来事の最中、イスラエル中部の街リッダで、夜間の抗議行動に参加していた若者たちが、路上のイスラエル国旗を外して73年の時間を経てパレスチナの国旗を掲げ直した映像が象徴的な場面としてSNS上で拡散された背景には、そのような現状に対する心情の発露が伺える。

(2) 言説空間を変える

抗議行動が各地のパレスチナ人をつなげて地域的な広がりを持つ一方で、より現状に即した言葉を求める、言説空間を変える動きも見られた。明確にされた言葉の中でもとくに重要なのは、紛争をめぐるフレーミングである。報道などで使用され理解されがちな、イスラエル人とパレスチナ人の間の紛争や衝突という言葉では、現場で起きている住民の追放や立ち退きといった問題を捉えきれない。より重要なのは、それが入植型植民地主義に根差す国家政策に起因しているという理解であり、より広い文脈の中で出来事の根幹を問うべきである、と彼らは主張する⁽¹⁹⁾。1967年以降の占領政策というのもその症候の一つであり、イスラエルという国の在り方、建国のされ方そのものが問われている。

シェイク・ジャッラーの住民家族と、それに連帯する若者たちは、自らの訴えを地元メディアだけでなく、国際的にも発信した。海外の解説者に代弁される立場としてではなく、またパレスチナの既存の政治組織にもとらわれず、自らの言葉で国際的なメディアに向けて語り、時にはインタビュアーの質問や用語に修正を迫った。生活空間や公共の場における管理を誰が行うかということは、現状を語る空間が誰に開かれているかという問題と深く関わっているからである⁽²⁰⁾。

これらの声が、いわゆる「オスロ世代」と呼ばれてきた若者たちによって主張されていることは興味深い。彼らは、パレスチナの解放を目指した民衆運動の隆盛した時代を実体験では知らない。むしろ、解放が達成されないまま運動が失速し、和平の行き詰まりや入植地の拡大、パレスチナ社会内部の分断の時代を過ごし、閉塞状況が高まるなかで政治的

関心をなくしているとも見なされてきた。しかし、前の世代のような政治文化が薄れても、日常を取り巻く占領の実態がなくなったわけではない。

抗議行動が続く2021年5月に、アラビア語と英語で拡散された若者たちによるマニフェスト（「The Dignity and Hope Manifesto」）⁽²¹⁾がある。そこで強調されているのは、これまでパレスチナ社会が経験してきた分断状況を乗り越え、現状に対して共闘する人々の意識を取り戻す運動であるということであった。それはとりわけ、分断を深め、固定化してきたオスロ体制の「変革ではなく解体」を望む声とも共鳴する⁽²²⁾。これら一連の抗議行動が、一部ではUnity Intifada（一つの民衆運動）と呼ばれるようになった所以でもあるだろう。

同じ頃、エルサレムを拠点に置く女性活動家がインタビューで語った言葉は示唆的である。エルサレムの人々は、市における既存の制度内で平等な権利を求めているわけではない。平等な市民になりたいのではなく、「人々は自由と自決権を求めている。将来を自分たちで決めたいと考えている。自分たちの手で運命を築くことを求めている」⁽²³⁾と述べている。

おわりに

本稿では、2020年5月にパレスチナで起きた大規模な抗議運動と、そのきっかけとなったエルサレムのシェイク・ジャッラー地区におけるパレスチナ人家族の強制追放をめぐる裁判闘争の経緯を概観した。一つのパレスチナ人集住地域が直面する危機は、エルサレムのみならず各地のパレスチナ人社会が歴史的、今日的に経験する入植型植民地政策の問題を象徴するものとして共鳴を呼び、広範な抗議運動へと展開した。

この若い世代による運動は、近年の閉塞状況のなかで、収奪や追放といったパレスチナ人社会の集団的経験が改めて主体的に意識され、それが従来の分断を越境する形で共有された点で新しい画期と捉えられる。ちょうど2021年に入り、イスラエル国内の主要な人権団体がこれまでのパレスチナ人側の訴えに伴い、今日の占領体制がアパルトヘイトに相当するとともに、入植活動の拡大によってイスラエル領内と被占領地との区別がなくなりつつある現状を改めて示す報告書を発表するなど、パレスチナをめぐる言説上の動きが見られる時期とも重なった⁽²⁴⁾。その背景には、シェイク・ジャッラーをはじめ、パレスチナ各地で見られるイスラエル政府や入植者による暴力や収奪が深刻化している現状があると言える。

注

- (1) Al-Shabaka: The Palestinian Policy Network, May 20, 2021, “Ongoing Nakba: Sheikh Jarrah, Gaza, and Historic Palestine” (Webinar)
- (2) “Urgent: Investigate Imminent Forced Evictions in Sheikh Jarrah” April 22, 2021, < <https://www.alhaq.org/advocacy/18240.html>> (accessed December 13, 2021)
- (3) Nida’a Yousef and Nasser Thabet, May 2021. “Fact Sheet Regarding the Case of Sheikh Jarrah – The Occupied Jerusalem.” Law for Palestine – United Kingdom. <<https://law4palestine.org/fact-sheet-regarding-the-case-of-sheikh-jarrah-the-occupied-jerusalem-field-facts-legal-conclusions/>> (accessed December 13, 2021)
- (4) Ibid.
- (5) Ir Amim, June 2009. “Evictions and Settlement Plans in Sheikh Jarrah: The Case of Shimon HaTzadik” < <https://www.ir-amim.org.il/en/report/evictions-and-settlement-plans-sheikh-jarrah-case-shimon-hatzadik> > (accessed December 13, 2021)
- (6) Al-Jazeera, 2 November 2021. “Sheikh Jarrah families reject ‘unjust’ deal with Israeli settlers” < <https://www.aljazeera.com/news/2021/11/2/sheikh-jarrah-palestinians-reject-deal-with-israeli-settlers> > (accessed December 13, 2021)
- (7) “Statement from the families of Sheikh Jarrah” November 2, 2021.
- (8) “Urgent: Investigate Imminent Forced Evictions in Sheikh Jarrah”
- (9) 渡辺 丘 2019 『パレスチナを生きる』 朝日新聞出版. pp.124-131.
- (10) UNOCHA. July 2018. “Humanitarian impact of settlements in Palestinian neighbourhoods of East Jerusalem: The coercive environment” <<https://www.ochaopt.org/content/humanitarian-impact-settlements-palestinian-neighbourhoods-east-jerusalem-coercive>> (accessed December 13, 2021)
- (11) Ir Amim. December 12, 2020. “Ir Amim with Sheikh Jarrah residents submit legal petition against the Israeli General Custodian” <<https://www.ir-amim.org.il/en/node/2587>> (accessed December 13, 2021)
- (12) 渡辺 (2019) 『パレスチナを生きる』
- (13) Al-Haq. March 10, 2021. “Joint urgent appeal to the United Nations Special Procedures on forced evictions in East Jerusalem” < https://www.alhaq.org/cached_uploads/download/2021/03/10/joint-urgent-appeal-to-the-united-nations-special-procedures-on-forced-evictions-in-east-jerusalem-1615372889.pdf> (accessed December 13, 2021)
- (14) Ir Amim, 2020
- (15) Foundation for Middle East Peace. May 6, 2021. “Jerusalem on the verge: Dispossession and violence in Sheikh Jarrah” (Webinar)
- (16) Ir Amim, 2009.
- (17) Foundation for Middle East Peace, May 6, 2021.
- (18) Amjad Iraqi. May 13, 2021. “Against the horror, Palestinians are still rising” +972 Magazine. < <https://www.972mag.com/palestinian-protests-unity-jerusalem/>> (accessed December 13, 2021)
- (19) Al-Shabaka: The Palestinian Policy Network, May 20, 2021.
- (20) Foundation for Middle East Peace, May 6, 2021.
- (21) “The Manifesto of Dignity and Hope” <<https://twitter.com/AdalahJustice/status/1394658944618962948>> (accessed December 13, 2021)
- (22) Al-Shabaka: The Palestinian Policy Network, May 20, 2021.
- (23) Fayrouz Sharqawi and Alex Kane, May 14, 2021. “‘We are witnessing the unification of Palestine’: A Palestinian activist on the Sheikh Jarrah uprising,” *In These Times*. < <https://inthesetimes.com/article/israel-palestine-sheikh-jarrah-uprising-gaza-jerusalem>> (accessed December 13, 2021)

- (24) B'Tselem, January 12, 2021. "A regime of Jewish supremacy from the Jordan River to the Mediterranean Sea: This is apartheid" < https://www.btselem.org/publications/fulltext/202101_this_is_apartheid> (accessed December 13, 2021)

南シナ海をめぐる新たな米比関係

1. 訪問軍地位協定をめぐる問題	57
2. 南シナ海における米中対立とフィリピン	59
3. ドゥテルテ政権における外交政策の転換	62
4. 新たな米比関係	64
5. むすびにかえて	65

2021年7月30日、オースティン米国防長官はフィリピンのロレンザーナ国防大臣と共同記者会見を行い、フィリピン側が一方的に破棄を通告していたアメリカとフィリピンの間で締結されている訪問軍地位協定（VFA: Visiting Forces Agreement 以下、VFAと表記する）について、継続することを発表した⁽¹⁾。これによってアメリカはこれまで通り、フィリピンとの合同軍事演習を行うことが可能となった。フィリピンのドゥテルテ大統領は共同記者会見が行われた前日夜にオースティン米国防長官と会談し、その直後にVFA破棄通告を撤回した。

VFAの継続が決定し、両国の軍事同盟に深刻な亀裂が生じる事態は回避された。継続されるVFAが南シナ海の軍事拠点化を進める中国に対して、一定の抑止力となることは明らかである。本稿では、VFAをめぐる問題の一連の経緯を確認するとともに、南シナ海問題におけるVFAの役割について再考し、南シナ海において激化する米中の対立と、アメリカの政策、フィリピンの立場について考察する。そして、VFAの破棄通告から一転して継続を決定したドゥテルテ政権の外交政策を分析し、VFAの継続によって予想される米比関係の新たな局面について考察する。

1. 訪問軍地位協定をめぐる問題

VFAをめぐる一連の問題は、2020年2月11日にフィリピンがアメリカに対して突如としてVFA破棄を通告したことから始まった⁽²⁾。ドゥテルテ大統領からVFA破棄の意向という指示を受けたフィリピンのロクシン外相は、VFA破棄をアメリカ大使館に通告した。VFAの失効は通告から180日後と規定されているため、2月11日から起算して8月9日に失効することとなった。当時、トランプ大統領は、フィリピンからのVFA破棄通告について、全く気に留めていないと発言するとともにフィリピンに駐留する米軍の削減を示唆した。エスパー米国防長官は米中対立が激化する南シナ海問題の状況について、フィリピンなど地域のパートナーとの連携が重要となっていた状況からフィリピンの破棄通告を強く批判した。フィリピンによるVFA破棄通告によって両国の間に急速に冷たい空気が流れ込んだ。

VFAはフィリピン国内における米軍の法的地位を定めたもので、米軍との合同軍事演習や訓練などを可能にする法的根拠として1998年に締結された。VFA締結の経緯については、第二次世界大戦後のフィリピン独立に遡る必要がある。1946年にフィリピンはアメリカから独立するも、国家防衛に不安を抱えていたことから独立後もアメリカに駐留するよう要求し、翌年、両国は軍事基地協定を締結して米軍は駐留を続けた⁽³⁾。冷戦期、フィリピンの米軍基地は東南アジアにおける軍事活動の拠点であった。この軍事基地協定は米

軍がフィリピンに基地を敷設し、駐留するための法的根拠となるもので、締結当初は米軍による基地の自由使用が認められ、基地の期限は無期を意味する99年間と設定された。

1965年、軍事基地協定が改定されると米軍基地の期限は99年から25年に短縮され、1991年に軍事基地協定は失効されることとなった。軍事基地協定の期限が失効される直前のタイミングでアメリカとフィリピンの間で米軍基地の存続を可能にする新たな条約の締結が決定するも、フィリピン議会上院が基地の存続を拒んで条約の批准を否決したため、1991年に軍事基地協定は失効したのである。フィリピンから完全に撤退するには10年以上かかるとしていたアメリカは、ピナツボ火山噴火によって米軍施設が壊滅的被害を受けたことにより翌年1992年にフィリピンにある全ての米軍事施設を閉鎖し、完全に撤退した。米軍基地としてアメリカが使用していた土地は全てフィリピンに返還され、現在、米軍の軍事施設はフィリピン国軍によって使用されている。

軍事基地協定が失効し、米軍がフィリピンから撤退すると、南シナ海における中国の活動が顕著となった。1995年、中国がフィリピンの排他的経済水域（EEZ）内にあるスプラトリー諸島ミスターフ礁に施設を建造、占拠したことを契機に、フィリピンは中国を牽制するためアメリカとの同盟関係を強化することにした。1987年に制定されたフィリピンの憲法では外国軍の受入れを禁止しているため、フィリピンは米軍を受け入れることができない。そこで米軍の駐留を受け入れる法的根拠を整えるためにフィリピンはアメリカとVFAを締結したのである。

こうした経緯で締結されたVFAについて、ドゥテルテ大統領が破棄通告をしたのは、フィリピンのデラロサ上院議員による査証申請をアメリカが許可しなかったからである。デラロサ上院議員はドゥテルテ大統領の側近で、かつて国家警察長官として手荒な薬物捜査を指揮した人物であった。ドゥテルテ政権が行った超法規的措置による薬物捜査に関して、アメリカはフィリピンの人権侵害に問題があると判断し、査証の発給を拒否したのである。国連の発表によれば、ドゥテルテ政権の麻薬犯罪取り締まりによって約2万人以上が犠牲になったとされる⁽⁴⁾。こうしたフィリピンの麻薬捜査についてアメリカは人権を無視した手段を一貫して非難し、デラロサ上院議員の査証発給を拒否したのであった。これにドゥテルテ大統領が強く反発し、かねてから不満を抱いていたVFAを取り上げるという強硬策に出たのであった。

2020年2月に破棄通告されたVFAは8月に失効することになっていたが、6月に入るとロクシン外相はVFA破棄通告の効力をいったん停止する「保留方針」を明らかにした。これは破棄通告の効力を6月1日から6か月停止するというもので、ドゥテルテ政権は破棄通告を半年間延長し、様子を見ることを選択したのである。これによって、ひとまずVFA失効は回避された。この措置に対して、マニラにあるアメリカ大使館は「緊密な協力に期

待」と歓迎する意向を示し、VFA破棄の保留を評価した。

この時点でドゥテルテ政権がVFA破棄の保留という政策転換を行った理由はいくつか考えられる。新型コロナウイルスの感染拡大阻止に東南アジア各国が集中する際に、南シナ海の領有権に関する関係国の主張を無視して一方的に自国の権益拡大を図る中国に対して怒りがあった⁽⁵⁾。加えて、中国との経済協力が思うように進展していないこともドゥテルテ大統領を苛立たせていた。また、4月19日にドゥテルテ大統領はトランプ大統領とコロナ対応について電話協議を行っているが、間もなくしてアメリカからデラロサ上院議員への査証発給を許可するとの通知が届いたこともアメリカに対する強硬姿勢を和らげる一助となった⁽⁶⁾。

その後、ドゥテルテ政権は、破棄通告の効力を6か月間停止させる「保留措置」を2度繰り返すことになる。2度目は11月12日、3度目は2021年6月14日に「保留措置」を発表し、半年ずつ「様子見」の状態を延長していった。2020年2月にVFA破棄の通告をしてから約1年半にわたり、アメリカとの間にある軍事協定を宙に浮かせた状態にしたのである。この間、米中対立が激化する中、フィリピンはVFAについてアメリカを揺さぶりながら中国の経済協力を模索していた。2度目の保留措置の直前である2020年10月には、南シナ海での資源探査の再開を承認している。南シナ海における資源探査について、中国の南シナ海進出に反発したアキノ前大統領が2014年から資源探査に関連する全ての活動を停止する大統領令を発出していた。2018年にフィリピンと中国は南シナ海の共同探査に関する覚書を交わし、具体的な方法について協議を進めてきた。

2. 南シナ海における米中対立とフィリピン

南シナ海をめぐるのは、2020年初頭から台湾選挙によって中国がかなり神経を尖らせていたこともあり、南シナ海では米中の対立が激化していった。2020年1月、台湾選挙から1週間後に米海軍艦船が台湾海峡を航行した際、中国空軍機が2日連続で台湾海峡の中間線を超えて飛行したことを受け、米軍B-52爆撃機2機が台湾海峡で南下飛行した。また、米海軍艦船がパラセル諸島で航行の自由作戦（FONOP）を実施すると、2月には中国の駆逐艦がグアム西方380マイルの洋上で米軍P-8 偵察機にレーザー照射し、そのわずか10日後にも中国海軍艦船が同海軍の演習を監視中の米軍 P-8 偵察機にレーザー照射を行っている。台湾をめぐる米軍のプレゼンスが中国を刺激し、南シナ海での米中対立は顕著となった。

その後も米中の攻防は続き、3月に米海軍がパラセル諸島周辺で FONOPを実施すると、

4月には中国沿岸警備隊の船舶がパラセル諸島周辺でベトナム漁船を沈没させるという事件が発生し、アメリカは中国の行為を強く批判するとともに中国の現状変更に懸念を表明した。アメリカがパラセル諸島やスプラトリー諸島などで行うFONOPの頻度は増し、米海軍ミサイル駆逐艦が台湾海峡を航行している。

2020年7月13日、ポンペオ国務長官は南シナ海での中国の海洋進出に関して、「南シナ海の大半の地域にまたがる中国の海洋権益に関する主張は完全に違法」との声明を出し、中国が南シナ海の大半の主権を否定した2016年7月オランダ・ハーグの仲裁裁判所の裁定を支持する考えを改めて示した⁽⁷⁾。さらに、フィリピンと中国が主権を争うミスチーフ礁について、フィリピンの主権下にあると断言し、南シナ海問題における初の国際司法判決であるハーグ仲裁裁判所の裁定に基づき、ベトナム沖からマレーシア沖、フィリピン沖を囲んだ線で、中国が南シナ海で実効支配する際の根拠とする「九段線」には国際法上の根拠がないことを改めて宣言した。加えて、7月23日にはカリフォルニア州のニクソン大統領記念図書館で「共産主義の中国と自由世界の未来」と題した演説を行い、中国との対決姿勢を鮮明にしている⁽⁸⁾。

これまでアメリカは南シナ海問題において、国際法を尊重した平和的な解決を求め、中国の主張は違法であるとの立場を明確には示してこなかった。ドゥテルテ大統領は南シナ海問題におけるアメリカの姿勢を「消極的」と批判したが、確かにこれまでアメリカは明確な立場を表明してこなかったのである。ポンペオ国務長官は、フィリピンやベトナム、マレーシアといった中国と権益を争う東南アジアの国々を支持し、中国を完全に否定した。ポンペオ国務長官の声明はハーグ仲裁裁判所の裁定への支持と南シナ海問題に対するアメリカの立場を明確にしたが、仲裁裁判所の裁定に沿った行動に正当性を与えるという点で意義は大きい。

ポンペオ国務長官の声明から10日後、オーストラリアも中国が南シナ海における領有権や海洋権益を主張していることに対して、「法的根拠がない」として中国の主張を完全に否定した。オーストラリアは国連に宛てた宣言の中で、南シナ海の大部分を占める中国側の主張に法的根拠がなく、長期にわたる歴史的慣行で確立された歴史的権利、海洋権益に対する中国の主張を拒否するとした⁽⁹⁾。また、アメリカと同様に2016年のハーグ仲裁裁判所の裁定にも言及し、中国が規定する九段線について、中国が南シナ海の領海や諸島の外側を結ぶ領海基線を引くことができるという法的根拠はないことを強調した。南シナ海における米中間の緊張が高まる中で、オーストラリアがアメリカに足並みを揃えた形をとった。オーストラリアは、これまで領有権を主張する係争国に対し、国際法に基づいて論争を解決するよう促してきたが、この宣言によってオーストラリアはアメリカとともに中国の主張を否定する立場を明確にした。オーストラリアと中国の関係は、中国武漢で発

生した新型コロナウイルスの起源について、オーストラリアが国際的な調査を求めたことによって悪化していた。

9月9日からASEAN地域フォーラム（ARF）がベトナムのハノイで開催され、南シナ海をめぐるアメリカと中国との対決に注目が集まった⁽¹⁰⁾。南シナ海における中国の軍事活動を抑え込みたいアメリカはASEAN諸国に対して積極的に働きかけを行い、ポンペオ国務長官はASEAN外相との会議において、新型コロナ対策として各国を支援することを表明した⁽¹¹⁾。また、民間企業を取り込んで地域の経済復興の取り組みに協力することも強調し、ASEANに8,700万ドルの医療・人道支援を行っている。

トランプ政権は南シナ海の海洋権益をめぐる中国の主張を違法と断定し、軍事拠点化に関わる中国企業を制裁対象に指定した⁽¹²⁾。しかし、ASEAN諸国内では、対中観に温度差が生じている。マレーシアは国際法に従って中国の主張は根拠がないと否定し、6月に中国による嫌がらせ行為によって漁船を沈没させられたベトナムはARFの議長声明には「力の行使」への非難を盛り込みたい構えをみせた。一方で、中国から多額の援助や融資を受け入れているカンボジアやミャンマーは、直接的な対中批判を控えた。

中国はASEAN諸国に対してワクチン外交を活発に行っており、新型コロナウイルスのワクチンの供与やインフラ向けの投融資を行うことで、南シナ海の実効支配を強める戦略に出ていた。中国の李克強首相は、8月下旬にタイやミャンマーなどメコン川流域の5か国に対して優先的にワクチンを提供すると発表した。感染者が多いフィリピンもワクチンに関して中国に協力を求めている⁽¹³⁾。こうした中国の実利主義をアメリカは評価せず、ASEAN諸国に対して中国と距離を置くよう促した。しかし、ASEAN諸国にとって経済協力やワクチン供与など明確に利益を提供しようとする中国の支援は魅力的であり、アメリカの東南アジア政策は中国と比べて弱い印象を与えていた。

ARFが閉幕して間もない9月22日、ドゥテルテ大統領は国連総会の一般討論演説において、事前に録画された演説を公開し、南シナ海全域の管轄権を有するという中国の主張を否定したハーグ仲裁裁判所の裁定について、「判決を葬り去る試みは断固として受け入れない」と述べ、九段線で南シナ海全域の管轄権を主張する中国を牽制した⁽¹⁴⁾。ドゥテルテ大統領はこれまで中国の主張を否定することやハーグ仲裁裁判所の裁定について公式に言及してこなかったが、演説において「フィリピンは国連海洋法条約に則した仲裁裁定を支持する。裁定は今や国際法の一部と言え、妥協したり、無効にしたりできない」と指摘し、中国が裁定を無視する現状を強く批判するとともに、裁定はフィリピンの勝利であることを主張し、支持を求めた。

アメリカとオーストラリアが南シナ海で中国が規定する九段線を完全に否定したことで、南シナ海問題における係争国にとって追い風となったようにみえた。しかし、フィリ

ピンは11月12日に2度目のVFA保留措置を発表し、破棄通告の6か月停止状態を延長した。ASEAN全体では、11月15日のASEAN首脳会議においてオブライエン大統領補佐官が「アメリカはASEAN諸国を支援するとともに、南シナ海における航行の自由を確保し、貿易相手国として重視している」と強調するも、ASEAN諸国によるアメリカの評価は急降下した。閉幕式には混乱する大統領選挙によって出席できなかったトランプ大統領に代わって、オブライエン大統領補佐官が出席したからである。ASEAN諸国はトランプ大統領が出席していないことで「アジア軽視」であるとし、南シナ海問題においてトランプ大統領がアメリカの主導権を十分に発揮できなかったと批判した。

3. ドゥテルテ政権における外交政策の転換

2021年1月20日、アメリカではバイデン大統領が就任し、バイデン政権のアジア政策に注目が集まっていた。バイデン政権は外交においてアジア重視に舵を切り、南シナ海問題においても就任早々から中国に対して厳しい姿勢を示していた。3月22日、フィリピンが領有権を主張するスプラトリー諸島にあるパグアサ島付近に約220隻の中国船が集結するという事態が発生した。フィリピンは即時退去を繰り返し要求したが、中国船の大群は動じず停泊し続けた。フィリピンのロレンザーナ国防大臣は、中国がフィリピンの海洋権益を侵していると非難し、パグアサ島付近に海軍と沿岸警備隊の巡視船を配置した。

ドゥテルテ大統領はこの事態について、「良き友人である中国には、ワクチンの無償提供など様々な恩があるが、係争海域の領有権については交渉の余地はない」と中国を強く非難した。中国船の停泊が続く中、4月11日にロレンザーナ国防相とオースティン米国防長官が電話会談を行い、翌12日から11日間にわたり米国との合同軍事演習が行われた。合同軍事演習に先立ち、米海軍は南シナ海において空母「セオドア・ルーズベルト」などで軍事演習を行って中国を牽制しており、続いて米比合同軍事演習を行うことで中国にさらなる圧力をかけた。

ドゥテルテ大統領はスプラトリー諸島における中国船の停泊を非難するも、VFAの破棄通告は保留状態にあり、フィリピン国内ではドゥテルテ大統領の中国に対する融和的な姿勢に批判が強まるとともに、中国に対して強い態度で挑むよう圧力が高まっていた。ドゥテルテ政権内においても、アメリカと協力して中国の海洋進出を食い止めるべきとの声が高まっていたが、ドゥテルテ大統領はかねてよりアメリカ嫌いということもあってアメリカとの同盟関係に極めて慎重であった。こうした中で、6月14日、ドゥテルテ大統領はVFAの継続について最終決定を見送り、3度目の破棄通告の保留措置を発表する。ドゥテ

ルテ大統領がVFAの保留を発表した同日、アメリカ第7艦隊は、「南シナ海は国際法やルールに基づく秩序を重視する国々の経済を支える貿易の自由な流れの中枢である」として原子力空母「ロナルド・レーガン」を中心に南シナ海で軍事訓練を実施した。

6月下旬、米務省はフィリピンに対し、F16戦闘機など26億ドル相当の武器売却を承認し、米議会に通知した。ドゥテルテ政権はアメリカに武器売却を求めており、VFAを継続させたいアメリカはフィリピンに配慮して武器売却を承認したのである。フィリピンに展開する米軍はフィリピン国内のテロ対策を主要任務としているが、南シナ海における中国の示威行為は激化しており、米軍は南シナ海での有事に備えフィリピンの軍事基地へのアクセスを増やすことで中国への抑止力としたいとする様子が見える。

7月11日、ブリンケン米務長官は「南シナ海でフィリピン軍が攻撃を受ければ、フィリピン軍防衛に向けて、1951年の米比相互防衛条約が発動することになる」と声明を発表した。これはハーグ仲裁裁判所の裁定から5年を迎えたことに合わせて発表したものである⁽¹⁵⁾。ブリンケン国務長官は、ポンペオ前国務長官の声明「中国の海洋権益に関する主張を否定」を改めて確認し、中国政府に対し、南シナ海において国際法の下での義務に従い、挑発的な行為をやめるよう呼び掛けた⁽¹⁶⁾。

7月29日、オースティン国防長官はフィリピンを訪問してドゥテルテ大統領と会談し、VFAを継続することを決定した。翌日、ロレンザーナ比国防相とオースティン米国防長官は共同会見を行ってVFA継続を正式に発表した⁽¹⁷⁾。オースティン長官は、ドゥテルテの方針転換を歓迎し、「強力かつ弾力性がある米比同盟関係はアジア太平洋地域の安全保障、安定や繁栄に必要不可欠」であると述べている。

ドゥテルテ大統領は1年半に及んでVFAを保留状態にしてきたが、ドゥテルテの政策転換の背景について考えてみたい。ドゥテルテ政権は発足当初から中国との経済協力を模索し、対中融和政策を行ってきた。巨額の経済支援を目当てに中国への融和姿勢を続け、2020年以降、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、最大のワクチン提供国として依存度を高めていった。しかし、こうしたフィリピンに対する経済協力とは裏腹に海洋進出においては強硬姿勢の中国に対して、ドゥテルテ政権が強い危機感を抱いてきたのは明らかである。2021年3月、220隻という中国船群がスプラトリー諸島に停泊するという事態に衝撃を受け、その後も中国船にフィリピン漁船が当て逃げされるといった事件が発生するなど、南シナ海における中国の海洋進出に対してたびたび懸念を表明してきた。

それでもVFAを保留状態にしてきたのはドゥテルテ大統領の対米不信が根強いことに加え、南シナ海における中国との共同探査など、中国からの経済協力や経済支援を獲得する機会を見計らって対中融和の姿勢は維持してきたためである。南シナ海における中国の活動が活発化すると、アメリカとの軍事協力の重要性は認識しつつも、ドゥテルテ大統領

はアメリカに対してより有利な条件で協定を結び直す狙いがあったため、VFAを保留状態にし、アメリカに揺さぶりをかけたのである。大統領がアメリカに対して巧妙な外交を行っている間に南シナ海における状況は悪化し、ドゥテルテ政権内では、歴史的にも親米である外務省や国防省が大統領にVFAの重要性を説得していたとされている。

4. 新たな米比関係

前述のように現在、VFAによってフィリピンに駐留する米軍の主要任務はテロ対策となっており、南シナ海問題に直接対応しているわけではない。しかし、在比米軍がこの海域において中国をけん制する効果を拡大させることは間違いない。ランドール・シュライパー元国防次官補は「有事の際に米軍がフィリピンの拠点にアクセスしやすい環境づくりを進めることが望ましい」と指摘する⁽¹⁸⁾。両国は2014年に米軍のフィリピンでの活動拡大を認める軍事協定を締結しているが、アメリカに不信感を抱くドゥテルテ政権下ではVFAを含め米比間の軍事協力が十分に機能していないとの見方が強い。

VFAの継続によって米軍は対中国シフトを加速させることが予想される。近年、アメリカは在外米軍部隊を分散させる傾向にあり、有事の際には西太平洋で部隊を分散させて中国に対処する戦略をとると思われる。その場合、南シナ海に面し、台湾海峡に近いフィリピンはアジアにおける最重要分散先であることは間違いない。アメリカとしてはアクセス拡大や軍事物資の貯蔵などフィリピンの協力を得たいところであるが、フィリピンの協力を得られるかどうかは、ドゥテルテ政権の外交によるところが大きい。

ドゥテルテ大統領は就任当初から個性的で実利主義かつ自主外交を行っており、そのため言動にはブレが生じやすく読みにくい。ドゥテルテのアメリカ嫌いはダバオ市長時代から続くが、根底には根強い対米不信があり、アメリカとの同盟関係に対しても「アメリカは守ってくれない」との失望感を抱いている。南シナ海問題においてもフィリピンの国益や主権に関する認識や理解はアメリカと共有されていないという意識を持ち、同海域における米中対立の状況からアメリカとの交渉において「ボールはフィリピンの手にある」との認識がある。また、フィリピンは超法規的措置によって国内の麻薬犯罪にかかわったとされる多くの人が犠牲になったが、これに関してバイデン政権の「人権外交」には強く警戒していることは言うまでもない。バイデン政権においても、フィリピンが人権外交に敏感となっていることを十分に理解し、ドゥテルテ政権が中国に傾倒しやすくなるといった刺激を与えないように配慮していることがうかがえる。

ドゥテルテ政権が、VFA破棄をちらつかせ1年半にわたりアメリカに揺さぶりをかけた

ことと歴史的に類似しているのが1979年に成立した軍事基地改定協定である。マルコス政権下のフィリピンは、アメリカと軍事基地協定を改定するための交渉を行った。1977年に人権外交を掲げたカーター政権が発足し、軍事基地改定協定が1979年1月に成立するまで約1年半にわたって交渉が行われた。マルコス政権はカーター大統領の人権外交に苦しんだものの、出来る限りの援助を得たいとして「米軍撤退」を交渉カードとしていた。

最終的に、カーター政権は人権問題よりもフィリピンとの軍事協力関係を優先したことによって軍事基地改定協定が成立した。アメリカは軍事基地改定協定によって、フィリピンにある米軍基地を引き続き使用し、米ソ新冷戦時代においてフィリピンを東南アジアにおける拠点とし、新たな米比関係を構築していった。人権外交、1年半という交渉期間、基地協定の破棄というキーワードだけを並べても今回のVFA問題と類似性が認められると言えよう。

5. むすびにかえて

VFA問題によって米比関係は揺らいだが、ドゥテルテ政権がVFA破棄通告を撤回することによって軍事協定は保持され、軍事協力関係は新たな段階に入ることになった。今後、南シナ海問題をめぐり、同盟関係を基軸とした連携が行われることが期待される。フィリピンの基地にアメリカがアクセスすることに関する交渉において、ボールを手にするのはフィリピンである。アメリカとフィリピンの同盟関係は、アメリカがいかに地域の安全保障を重視したアジア外交を行うかということにかかっている。バイデン政権の人権外交によってフィリピンを刺激すれば、フィリピンが再びVFAを交渉カードとして持ち出す可能性もある。

1970年代末にカーター政権がフィリピンに対して人権外交を行い、同盟関係が揺らいだが、最終的にカーター政権は地域の安全保障を重視したアジア外交にシフトしたことによってフィリピンとの同盟関係を立て直した。バイデン政権は就任前の予想に反して、かなり厳しい対中姿勢を示し、同盟関係を基軸として地域の安全保障を重視した政策をとっている。今後、バイデン政権が人権と安全保障のバランスのとれた外交を展開していくかが注目される。VFAが危ういカードとならないために、アメリカはフィリピンを十分に満足させるより良い地位協定の締結を模索すべきであろう⁽¹⁹⁾。

注

- (1) *Nikkei Asia*, July 30. 電子版 <<https://asia.nikkei.com/Politics/International-relations/Philippines-Duterte-restores-key-troop-pact-with-US>>
- (2) 『日本経済新聞』2020年2月12日。
- (3) アメリカとフィリピンは1947年に軍事基地協定(MBA)を締結し、1992年にアメリカがフィリピンの基地から撤退するまで米比間の軍事協定であった。
- (4) 国連人権理事会第45会期におけるフィリピンの人権保護・促進をめざす決議採択(2020年10月)を参照。<file:///C:/Users/ayaes/Downloads/A_HRC_45_L38-EN.pdf>
- (5) *Nikkei Asia*, June 8, 2020. 電子版 <<https://asia.nikkei.com/Opinion/Duterte-s-U-turn-on-defense-pact-with-US-shows-China-threat>>
- (6) 『日本経済新聞』2020年8月8日。
- (7) 米国務省ウェブサイト参照。<<https://2017-2021.state.gov/u-s-position-on-maritime-claims-in-the-south-china-sea/index.html>>
- (8) 米国務省ウェブサイト参照。<<https://2017-2021.state.gov/communist-china-and-the-free-worlds-future/index.html>>
- (9) 国連ウェブサイト参照。<https://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/mys_12_12_2019/2020_07_23_AUS_NV_UN_001_OLA-2020-00373.pdf>
- (10) 『日本経済新聞』2020年9月7日。
- (11) 駐ベトナム米大使館ウェブサイト参照。<<https://vn.usembassy.gov/secretary-pompeo-participation-in-asean-united-states-foreign-ministers-meeting/>>
- (12) 『日本経済新聞』2020年8月28日。
- (13) 『日本経済新聞』2020年9月12日。
- (14) 国連ウェブサイト参照。<<https://news.un.org/en/story/2020/09/1073072>>
- (15) 米国務省ウェブサイト参照。<<https://my.usembassy.gov/fifth-anniversary-of-the-arbitral-tribunal-ruling-on-the-south-china-sea-071221/>>
- (16) プリンケン国務長官が声明を発表する2日前、7月9日に中国は仲裁裁判所の判断は受け入れていないことを改めて表明している。
- (17) 駐フィリピン米大使館ウェブサイト参照。<<https://ph.usembassy.gov/tag/visiting-forces-agreement/>>
- (18) 『日本経済新聞』2021年6月15日。
電子版 <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN1514J0V10C21A6000000/>>
- (19) John Schaus, “What Is the Philippines-United States Visiting Forces Agreement, and Why Does It Matter?,” February 12, 2020. CSISウェブサイト参照。<<https://www.csis.org/analysis/what-philippines-united-states-visiting-forces-agreement-and-why-does-it-matter>>